



埼玉県報

第 2 2 5 1 号
平成 2 3 年 1 月 7 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [防災ヘリコプター購入に係る落札者の公示\(消防防災課\)](#)
- [救急病院等の申出の撤回\(医療整備課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [蕨駅西口地区7番街区第一種市街地再開発事業の定款の変更\(市街地整備課\)](#)
- [県道東松山桶川線の区域変更\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道東松山桶川線の供用開始\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道熊谷小川秩父線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道三沢坂本線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道足利邑楽行田線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

雑報

- [農業振興地域整備基本方針の変更\(農業政策課\)](#)

告 示

埼玉県告示第三十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十二月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人和青苑
- 三 代表者の氏名
土屋 和紀
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市東領家二丁目三番十二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、一時的な宿泊施設を必要とする生計困難者が自立するための入居施設の開設及び運営管理の事業を実施することによって、自立支援を促し福祉の充実に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第三十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十二月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人石川遼ゴルフ振興事業団
- 三 代表者の氏名
石川 勝美
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩九四七番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象として、ゴルフの普及・活性化、ゴルフに関する情報ネットワークの構築を行うこと及び、子供や未成年者を対象としてゴルフスクール開催、ゴルフ大会開催を行うと共に、ゴルフ練習機、用具を寄附すること、ゴルフの振興及び子供の健全育成に寄与するものとします。

告 示

埼玉県告示第二十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十二月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ケアサポート まこと
- 三 代表者の氏名
島村 誠
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県東松山市神明町二丁目八番十七号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉県内の高齢者、要介護者に福祉移送サービス、高齢者、要介護者介護事業、福祉用具のレンタル、販売を行い、保健医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十二月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人たまがわ
- 三 代表者の氏名
市川 金雄
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川四三五九番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、水と緑あふれる自然を生かし、生き生きとした地域の個性の演出と住み、働き、訪れる場として地域の魅力向上と住民のための地域づくりを行い、もって地域経済の活性化増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年十二月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふあいぶる狭山スポーツクラブ

三 代表者の氏名

岩川 泰己

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市狭山台四丁目四十七番地の二十二

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の人々のスポーツ機会の確保、安全・公正にスポーツを行うことのできる環境の整備を行い、又、地域のスポーツ施設及び学校施設を広く活用し、総合型地域スポーツクラブとして、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しめるような事業を行うことで、地域社会におけるスポーツ文化の確立並びに地域のスポーツ人材の拡充、普及・育成・競技力・指導力の向上を支援し、子どもから大人まで生涯を通じて豊かなスポーツライフを実現できる、スポーツ文化が根付いた地域社会の形成に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十二月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人介護者とともに歩む会 W I S H
- 三 代表者の氏名
鳴川 達也
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市中富南三丁目七番地の三十四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民、特に介護者に対して、介護者に対する相談、支援及びカウンセリングの実施に関する事業、介護者及びその家族同士の交流の推進に関する事業等を行い、地域社会の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十二月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人フットボールクラブ加須
- 三 代表者の氏名
高橋 英之
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県加須市久下三丁目四一六番地二八
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対してスポーツに関する事業を行い、スポーツを通じて子どもの健全な育成、生涯スポーツ社会の実現、スポーツ文化の創造、地域社会の活性化を目標とし、健康で文化的な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十二月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人幸手市芸術文化振興協会
- 三 代表者の氏名
芝 あい子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県幸手市中三丁目十番三十号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、幸手市民及び近隣の市民に対して、第九音楽祭をはじめとする音楽に関する講座やイベントなどの行事を行い、地域の文化・芸術の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年一月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ほほえみ放課後児童クラブ
- 三 代表者の氏名
山下 安代
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県久喜市間鎌四四一番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、会員の協働による運営の下、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることにより公益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四十一号

川越市、神川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年一月七日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
川越市	平成二十一年度 平成二十二年年度	地籍図 十五枚 地籍簿 一冊	大東第九地区 （南大塚三丁目 ・大字南大塚の 各一部）	平成二十二年 十二月二十四日
神川町	平成二十一年度 平成二十二年年度	地籍図 三十四枚 地籍簿 一冊	阿久原四地区 （大字上阿久原 ・大字下阿久原 の各一部）	平成二十二年 十二月二十四日

告 示

埼玉県告示第四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十二月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人市民後見センターさいたま
- 三 代表者の氏名
中田 均
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目七番三三号二 一〇六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、法定後見及び任意後見の被後見人等に対し、後見人等として身上監護、財産管理、権利擁護に関する事業を行い、被後見人等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年一月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

防災ヘリコプター 1機

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県危機管理防災部消防防災課消防広域担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3 丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成22年11月29日

4 落札者の氏名及び住所

三井物産エアロスペース株式会社 東京都港区芝公園2丁目4番1号

5 落札金額

1,489,950,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成22年10月19日

告示

埼玉県告示第四十四号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十三年一月七日

埼玉県知事 上田清司

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人心喜会蓮田外科医院	蓮田市大字蓮田二〇六一番地	平成二十二年十二月三十一日

告示

埼玉県告示第四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

うれし野モール

ふじみ野市うれし野二丁目十六番一号

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一〇四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 八五台

小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後七時まで

（変更後）午前十時から午後九時まで

駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後七時三十分まで

（変更後）午前九時三十分から午後九時三十分まで

駐車場の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 七箇所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 六箇所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十二年九月三十日外

ニ 届出年月日

平成二十二年十二月二十日

二 縦覧期間

平成二十三年一月七日から平成二十三年五月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年一月七日から平成二十三年五月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

うれし野モール

ふじみ野市うれし野二丁目十六番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者

（変更前）株式会社ロジコム 代表取締役 青山英男

（変更後）株式会社ロジコム 代表取締役 本荘良一

小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）未定

（変更後）株式会社チヨダ 代表取締役社長 舟橋政男

東京都杉並区成田東四丁目三十九番八号

株式会社マツクハウス 代表取締役社長 舟橋浩司

東京都杉並区梅里一丁目七番七号

ペットシティ株式会社 代表取締役社長 豆鞘亮二

千葉県千葉市美浜区高洲三丁目二十一番一号

ハ 変更年月日

平成十九年六月二十八日外

ニ 届出年月日

平成二十二年十二月十七日

二 縦覧期間

平成二十三年一月七日から平成二十三年五月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年一月七日から平成二十三年五月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ狭山 A

狭山市入間川千二十五

ロ 変更の概要

小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前十時から午後九時まで

（株式会社マツモトキヨシ、株式会社大創産業）

（変更後） 午前八時から午後十時まで

（株式会社マツモトキヨシ、株式会社大創産業）

駐車場の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 三箇所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 四箇所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十二年十二月二十七日

ニ 届出年月日

平成二十二年十二月二十日

二 縦覧期間

平成二十三年一月七日から平成二十三年五月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年一月七日から平成二十三年五月九日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド加須店

加須市大字多門寺字本田八十一番二外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年八月二十一日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

千九百八十八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五七台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 九八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三三・七五立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後十時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 二箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後十時まで

ト 届出年月日

平成二十二年十二月二十日

二 縦覧期間

平成二十三年一月七日から平成二十三年五月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年一月七日から平成二十三年五月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケーズデンキ吉川店

吉川市吉川駅南特定土地区画整理事業地内六十八街区一画地

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

オリックス株式会社 代表執行役 梁瀬行雄

東京都港区浜松町二丁目四番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 加藤修一

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年九月二十二日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

五千九百八十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三四四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三〇六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三〇立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時三十分から午後九時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時から午後九時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 四箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

平成二十二年十二月二十日

二 縦覧期間

平成二十三年一月七日から平成二十三年五月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年一月七日から平成二十三年五月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第五十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、蕨駅西口地区7番街区第一種市街地再開発事業の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十三年一月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 組合の名称
蕨駅西口地区7番街区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
組合設立認可公告の日から平成二十三年三月
- 三 施行地区
蕨市中央一丁目の一部、蕨市大字蕨字仁中歩の一部
- 四 事務所所在地
蕨市中央一丁目五番一号
- 五 設立認可の年月日
平成十九年二月二十日
- 六 変更の内容
事務所所在地
- 七 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
平成二十三年一月七日

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年一月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎 本 恵 樹

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 東松山桶川線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	北本市石戸五丁目二九二番地先か ら同市石戸六丁目三〇二番一地先	区 間
八・〇〇～二六・五〇	六・八〇～八・五〇	敷地の幅員 (メートル)
	五六・〇〇	延長 (メートル)
た交差点改良工	北本市道拡幅の ため、同市が施工し	備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年一月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎 本 恵 樹

東松山桶川線	路線名
北本市石戸五丁目二九二番地先から 同市石戸六丁目三〇二番一地先まで	供用開始の区間
平成二十三年一月七日	供用開始の期日
延長五六・〇〇 メートル	備考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年一月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

熊谷小川秩父線	路線名
秩父郡東秩父村大字皆谷字皆谷 四番四地先から同郡同村大字皆 谷字皆谷二三番一地先まで	供用開始の区間
平成二十三年一月七日	供用開始の期日
延長 二二四・七九メートル	備考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年一月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

<p>三沢坂本線</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父郡東秩父村大字坂本字矢ノ田ア三〇四五番九地先から同郡同村大字坂本字栗和田二七〇六番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年一月七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長 一八〇・四二メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年一月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

<p>足利邑楽行田線</p>	<p>路線名</p>
<p>行田市大字荒木字根岸四四六〇 番三地先から同市大字荒木字 根岸四七五三番二地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>平成二十三年一月九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長三三〇・〇〇メートル （独立行政法人 水資源機 構が行う武蔵水路改築工事 に伴う迂回道路）</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年一月七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十二年十二月二十日

指令越建セ第二二〇〇四一一号

二 検査済証番号

平成二十二年十二月二十八日

越建セ第三四五 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字山崎三七二 二、三七三 一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川口市東川口五丁目一番二一号

眞々田 美津江

告 示

埼玉県教委告示第四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十三年一月七日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

一 日時

平成二十三年一月十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県選管告示第七号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十三年一月七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤

憲

一 日時 平成二十三年一月十二日 午後二時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

イ 埼玉県議会議員一般選挙について

ロ その他

雑 報

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第五条第一項の規定により昭和四十五年埼玉県告示第三百七十八号（農業振興地域整備基本方針の公表について）に係る農業振興地域整備基本方針を平成二十二年十二月二十八日に変更したので、次のとおり公表する。

なお、当該変更後の農業振興地域整備基本方針は、農林部農業政策課及び各農林振興センターにおいて縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

昭和45年	3月策定
昭和51年	3月変更
昭和60年	8月変更
平成14年	7月変更
平成22年	12月変更

農業振興地域整備基本方針

平成22年12月変更

埼 玉 県

目 次

はじめに	3
第 1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	4
1 農用地等の確保の基本的考え方	4
2 農用地等の確保のための施策の推進	5
3 農業上の土地利用の基本的方向	7
第 2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	14
1 農業振興地域の指定に関する基本的考え方	14
2 指定予定地域	14
第 3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	19
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	19
2 農業地帯別の構想	19
3 広域整備の構想	21
第 4 農用地等の保全に関する事項	23
1 農用地等の保全の方向	23
2 農用地等の保全のための事業	24
3 農用地等の保全のための活動	24
第 5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	26
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	26
2 目標経営モデル	27
3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する対策	50

第6	農業の近代化のための施設の整備に関する事項	5 2
1	農業地帯別の農業近代化施設整備の方針	5 2
2	広域整備の構想	5 5
第7	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	5 7
1	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	5 7
2	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備	5 7
3	農業を担うべき者育成及び確保のための活動	5 8
第8	第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の 促進に関する事項	6 1
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	6 1
2	農村地域における就業機会の確保のための構想	6 1
第9	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好 な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	6 3
1	生活環境施設の整備の必要性	6 3
2	生活環境施設の整備の構想	6 3

附図

はじめに

この農業振興地域整備基本方針は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号、以下「法」という。）第3条の3第1項の規程に基づき平成22年6月に変更された国の「農用地等の確保等に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、法第5条第1項の規程に基づき変更し、農業振興地域の整備に関する県の基本的な考え方を示し、この考え方が市町村の定める農業振興地域整備計画に的確に反映されるようするものである。

なお、県及び市町村は、第2を踏まえて県が指定する農業振興地域において、農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画に基づき農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に実施し、農業振興地域の整備を推進する。

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 農用地等の確保の基本的考え方

(1) 農地の動向

本県では、急激な人口増加や産業構造の変化に伴い、県南部の都市地域を中心として、農地が住宅地や工場用地等へ転用されるとともに、農業従事者の兼業化、高齢化などにより中山間地域を中心として耕作放棄等が増加するなど、農地のかい廃が急速に進んできている。近年、経済情勢の変化等により、農地の減少は緩やかになりつつあるが、平成21年においても前年に比べ900ha、過去10年間（平成12年から平成21年）では、年平均700haの減少が続いている。

この結果、平成21年における本県の農地面積は、80,500haであり、全国の農地面積の約1.7%を占めている。その内訳は、田が44,400ha（55%）、畑が36,100ha（45%）である。

本県の農地は、今後とも引き続き減少が見込まれるものの、人口増加の鈍化による宅地等の需要の減少や農業振興地域制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組により、その減少傾向は緩やかになるものと推定される。第4次埼玉県国土利用計画では、平成32年における本県の農用地面積目標を、77,300haとしている。

(2) 農用地等の確保の方針

本県の農地は、今後も減少が見込まれるところであるが、農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であることから、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、法に基づき、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつその有効利用を図ることが必要である。

また、農地の確保と有効利用は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも重要である。

このため、農業振興地域制度の適切な運用とともに、農地の保全・有効利用、農業生産基盤の整備、非農業的土地需要への対応、交換分合制度の活用、推進体制の確立等のための諸施策を通じた取組の推進により、農用地等の保全・確保を図る。

(3) 確保すべき農用地等の面積の目標

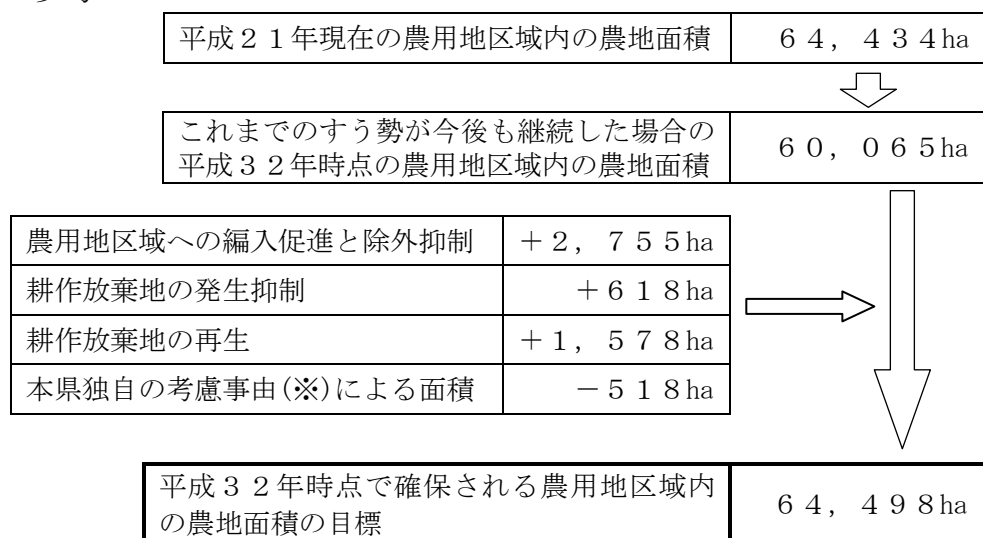
農業振興地域は農業振興に関する施策を計画的に推進する地域であり、この農業振興地域のうち農用地区域は、農業振興施策を集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である。このため、(2)に掲げた農用地等の確

保のための取組により、今後、相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地である農用地区域内の農地の確保を積極的に図っていく必要がある。

今後、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進により、平成32年の確保すべき農用地等（農用地区域内農地(耕作放棄地除く)）の面積については、基本指針に示す設定基準に基づき算出し、現状（平成21年64,434ヘクタール）よりも64ヘクタール増の64,498ヘクタールを目標として設定し、優良な農地の確保とその有効活用に向け、これらの制度の適切な運用と取組の積極的な推進を図るものとする。

なお、基本指針に示す設定基準は別添のとおりである。

<参考>



※ 既に道路等に転用されているか又は今後確実に転用が見込まれる公共施設用地等

2 農用地等の確保のための施策の推進

(1) 農業振興地域制度の適切な運用

地域の農業振興に関する考え方を示すものである農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画に関する事務は自治事務とされており、県及び市町村が主体的にその策定・管理に取り組むものである。

したがって、県及び市町村は、本方針に基づき、意欲ある多様な農業者による農業経営の推進に向けて必要な農用地等の確保を図るため、農業振興地域制度を主体的かつ効果的に運用する必要がある。

特に、農業振興施策を集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等をできるだけ保全・確保することを旨として、農用地区域に係る制度の適切な運用を図る必要がある。

(2) 農地の保全・有効利用

適切な農地の管理、意欲ある多様な農業者への利用集積、農業生産基盤の整備等の施策を通じ、耕作放棄地の発生の抑制、さらには、地域の実情に応じた農地保全のための各種施策を通じ、耕作放棄地の発生抑制・再生に努め、農地の保全・有効利用を促進する。

また、農地・水・環境保全向上対策による地域共同の取組により農地の保全を促進するとともに、適切な農業生産活動が行われるよう中山間地域等直接支払制度による農業生産条件の不利補正を通じて、耕作放棄地の発生防止・解消を推進する。

(3) 農業生産基盤の整備

生産性の高い農業や高付加価値型農業等の展開のため、地域の特性に応じて、水田の有効利用を図るための農地の区画の拡大及び排水対策、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進等の生産基盤の整備・保全管理を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入する。

(4) 非農業的土地需要への対応

非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内以外に代替すべき土地がなく、かつ、農業上の効率的かつ総合的な利用や、意欲ある多様な農業者への農地の利用集積等に支障が生じないことを基本とするとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。この場合、農業振興地域整備計画の管理については、計画的な実施及び策定後の情勢の変化に対応した計画として確保することが重要であるため、市町村はおおむね5年ごとに法第12条の2に基づく基礎調査等を実施し、適切に管理する。

(5) 公用公共用施設の整備との調整

市町村農業振興地域整備計画は、国土の合理的利用の見地から土地の自然的条件、土地利用の動向等を考慮するとともに、農業以外の用途との調整に留意した上で定められることとされている。このため、国及び地方公共団体は、法第16条に規定されるとおり、農用地利用計画を尊重して農用地区域内にある土地の農業上の利用が確保されるよう努める責務を有している。

したがって、国及び地方公共団体が、公用公共用施設を設置する場合、この責務を踏まえて、原則として農用地区域内にある土地を公用公共用施設の用に供しないよう努める。

なお、やむを得ず、農用地利用計画の変更が必要となる場合においては、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努める。

(6) 交換分合制度の活用

法第13条の2の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たっては、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえて、この交換分合制度を積極的に活用するものとする。

(7) 推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興及び地球温暖化対策に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることが重要である。このため、県及び市町村においては、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、農林業団体、都市計画審議会その他関係団体を代表する者から幅広く意見を求めることとする。

(8) その他（埼玉農林業・農山村振興ビジョンに基づく推進等）

本県では、平成22年12月に本県農振行政の中期的指針として平成27年度を目標年とした「埼玉農林業・農山村振興ビジョン」を策定している。本ビジョンは、農林業が収益力を高めながら魅力に富んだ農山村が県民の日々の生活を支え、また、県民が農林業・農山村に親しみ人生を充実させているという将来像を描くとともに、その将来像を実現するための施策の方向を示したものである。

農用地等の確保のための施策の実施に当たっては、本ビジョンに定める施策の方向と整合性を踏まえて、適切な調整を図りながら推進する。

また、本県農業は、恵まれた自然条件や大消費地に位置するという立地条件を活かし、都市近郊農業として発展してきた。このような本県農業の特性を踏まえ、都市近郊農業の育成や都市と農村の交流に配慮し、農用地等の確保に関する施策を推進する。

さらに、首都圏に位置する本県は、今後も農地に対して多くの非農業的土地需要が見込まれることから、農業的利用と都市的利用が調和した計画的な土地利用を推進することにより、優良農地の確保を図る。

3 農業上の土地利用の基本的方向

(1) 土地利用の現状

ア 位置・地勢

埼玉県は、関東の中西部に位置し、東西約103km、南北約52kmにわたる内陸県であり、全域が都心から100kmの圏域に含まれている。面

積は、約3,797 km²で国土の約1%を占めている。

地勢は、西部の山地、中央部の丘陵と台地、東部の低地に大別され、西部の秩父連峰を源とする荒川がほぼ中央を貫流し、北部から東部の県境を利根川が流れている。山地、丘陵地の占める割合は38%で、全国における割合の約半分である。台地、低地の占める割合は、61%であり、全国で2番目に高い。

イ 気候

気候は、夏は蒸し暑く、冬は乾燥が厳しい内陸性の太平洋岸気候区に属し、年平均気温は約15.5℃、年総降水量は約1,111.5mm（熊谷地方気象台観測、平成21年）である。台風や豪雪等による気象災害は少ないが、時として、ひょうや霜等の害を被ることがある。

ウ 土壌

農用地の土壌は、台地については全て黒ボク土壌群である。低地については、北部地域は利根川から、中部地域は荒川及びその支流から由来した沖積土で形成されており、おおむね褐色低地土又は灰色低地土の分布が多く、その他に細粒グライ土壌、黒泥土壌、泥炭土壌が分布しており、その土壌の作物生産力は高い。

エ 水利

河川は、群馬県北部を源流として県北部の県境付近を流れ、太平洋に注ぐ利根川と、奥秩父を源流として県の中心部を流れ、東京湾に注ぐ荒川の2水系のいずれかに属している。農業水利は、利根川、荒川をはじめとする大小の河川から取水する備前渠揚水、見沼代用水、葛西用水、大里用水等の農業用水が編み目のように整備されている。また、丘陵地域は、ため池により農業用水がまかなわれている。

オ 交通

鉄道網は、東北新幹線、上越新幹線等JR東日本9路線、その他民間鉄道15路線から形成されている。

道路網は、高速自動車国道として、関越自動車道、常磐自動車道、東北縦貫自動車道が整備されているほか、東京外環自動車道の大部分、首都圏中央連絡自動車道の一部が供用され、残る部分の整備が進められている。

カ 土地利用

本県の土地利用を大別すると、西部地域が森林、北部及び東部・中西部地域の一部が農用地、南部地域が宅地に区分される。

県土面積に占める農用地の割合は、22%で全国第4位である。その他の用途の占める割合は、森林が32%、水面・河川・水路が5%、道路が9%、宅地が19%、その他が13%である。

(2) 将来の他用途利用の方向

ア 人口の推移

本県は、東京に隣接しているという地理的条件から、昭和30年代後半から人口が急増し、昭和50年までは年4～5%の高い増加率を示していた。経済の低成長期以後は緩やかな増加に転じたが、なお増加傾向にあり、現在の人口は、717.9万人（推計人口、平成22年4月1日現在）に達している。地域別にみると県南部が人口増加の受け皿となっているが、県北や秩父地域の中山間地域では、人口の減少が続いている。人口増加率は減少の傾向にあり、今後も人口は増加するものの、平成27年をピークにその後減少することが見込まれ、平成32年には723万人に達するものと推定される。

イ 産業の推移

本県は、昭和30年代中頃からの高度成長に伴い、首都に隣接し、大きな消費地を有する立地特性や豊かな労働力を生かして、内陸工業県として経済発展を遂げてきており、近年は、経済のサービス化に伴ってサービス産業が県内総生産に占めるウェイトを徐々に高めてきている。

今後の産業の見通しについては、県内総生産で見ると、平成7年を基準とした平成22年の比率は、第1次産業はほぼ横ばいで推移するのに対し、第2次産業は1.4倍、第3次産業は1.6倍の増加が見込まれている。今後は、第3次産業の構成比がさらに高まるとともに、ITやバイオテクノロジーなど先端業種をはじめとする知識集約的な産業の一層の成長が見込まれる。

ウ 他用途利用の方向

本県は、昭和30年代以降、高度成長に伴う急激な人口増加による都市化や、工業化が進み、農地や森林から住宅地や工場用地等の宅地への土地利用転換が急速に進んだ。昭和40年から平成20年までの44年間の土地利用面積の推移を見ると、農用地は、1,517k㎡から816k㎡へ46.2%の減少率を示す一方、宅地は274k㎡から733k㎡となり、その増加は267.5%にのぼっている。

今後も引き続き、交通利便性、生活利便性の増大による人口増加や経済社会諸活動の拡大等に伴い、農用地が減少し、宅地が増加する傾向が続くと推測されるが、人口増加率の減少や経済状況の変化等に伴い、農用地の他用途への転換の傾向は、緩やかになると見込まれる。

したがって、本県農業が他産業と調和のとれた発展をしていくためには、生産性の高い集団的優良農地を中心とした農用地の保全・確保を基本としながら、宅地等の非農業的土地需要との調整を図りつつ、計画的な土地利用の確保に努めていくことが重要である。

(3) 農業及び農業的土地利用の推進方向

(1) 及び(2)に掲げる土地利用の現状及び経済・社会的条件等を踏まえつつ、本県における農業振興地域の整備の基本的推進方向について大別すると、中央部の丘陵・台地及び東部の低地に位置する市町村からなる平坦地帯と西部

の山地に位置する市町村からなる山間地帯の2つの農業地帯に区分することができる。（各農業地帯に属する市町村は、第2に掲げるとおり）

このため、本基本方針においては、必要に応じて平坦地帯と山間地帯を区分して、各項目における取組について掲げていく。

なお、農業及び農業的土地利用の推進方向についても、平坦地帯及び山間地帯に区分していくものとするが、平坦地帯については、対象となる地域が広範囲であることから、農業的土地利用の推進の方向について詳細に掲げるため、平坦地帯をさらに7つの地域に区分する。

ア 平坦地帯

本地帯は、西部の丘陵・台地、東部の低地に大別され、本県の農地の96%を占めている。人口は、本県の97%を占め、南部の都市化の傾向が著しい地域と北部の比較的都市化の傾向が緩やかである田園地帯から成り立っている。

農業の推進方向は、本地帯が本県農業の主要産地を形成していることから、都市近郊に立地する本地帯の特性を活かすことを基本として、地域農業集団等の機能を活用しながら、農地の流動化、高度利用、コスト低減等を促進しつつ、需要動向に即した生産性の高い土地利用型農業や集約型農業等の育成を図る。

農業上の土地利用は、田、畑、樹園地の多彩な利用がなされているが、大別すると、東部は田がほとんどを占め、西部は畑が大部分を占め、北部では畑及び田に利用されている状況である。このため、地域の農業の状況に応じた生産基盤整備を推進することにより、農地の確保・有効利用を促進する。

なお、農業の推進方向を踏まえた地域ごとの農業上の土地利用の推進方向は、以下のとおりである。

(ア) 南部地域（さいたま市(岩槻区除く)、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町)

本地域は、県南部の都市化された地域であり、畑及び田を中心とした土地利用が行われている。しかし、最も都市化が進展している地域であることから、限られた農地を高度に活用した集約型農業を展開していくこととし、このために必要な農地を良好な環境のもとに確保する。

また、都市住民との交流による農業を展開するため、農産物直売所、観光農園及び市民農園等の整備を図るとともに、見沼田圃等の都市近郊の農地については、貴重な緑地としての性格も有することから、その保全を図る。

(イ) 西部荒川下流地域（川越市、東松山市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、滑川町、川島町、吉見町）

本地域は、荒川沿いに広がる低地であり、田を中心とした土地利用が行

われている。このため、今後は、ほ場整備や排水路整備等の生産基盤整備事業を促進するとともに、併せて、農地の利用集積の取組や高性能機械の活用による省力化等により、生産性の高い水田農業を推進する。

さらに、ブロックローテーションや水田裏作の活用により、水稻、麦、大豆、野菜等を総合的に組み合わせた水田農業を推進することにより、土地利用の高度化を図る。

(ウ) 西部台地地域（所沢市、狭山市、入間市、三芳町）

本地域は、武蔵野台地を中心とした地域であり、畑を中心とした土地利用が行われている。このため、今後は、畑地かんがい施設等の生産基盤整備や集出荷施設等の整備を促進し、生産条件の整備を図るとともに、機械化等による省力化などにより、土地利用の高度化を図る。

また、本地域の南西部の狭山丘陵では、茶畑としての利用がなされていることから、今後も畑地かんがい施策等の生産条件の整備により、その利用の確保を促進する。

さらに、三富地域等においては、平地林の落ち葉等の有機資源を活用した循環型農業の推進を図る。

(エ) 西部丘陵地域（日高市、毛呂山町、小川町、嵐山町、鳩山町、寄居町）

本地域は、JR八高線沿線に広がる丘陵を中心とした地域であり、畑を中心とした土地利用が行われているが、傾斜条件、団地性、地力及び水利条件等にも恵まれていない。このため、畑地かんがい施設、農道等の生産条件の整備により、畑としての土地利用を確保する。

(オ) 北部利根川地域（本庄市、美里町、神川町、上里町）

本地域は、北部の利根川沿いの低地及び台地を中心とした地域であり、畑及び田としての土地利用が行われている。

畑については、国・県営事業等による用水路、パイプライン、スプリンクラー等のかんがい施設の整備が相当程度進んでおり、さらに、ほ場の整備率も高いことから、本地域は、県内でも主要な野菜の産地を形成している。今後は、この好条件を活かすとともに、さらに生産条件の整備を進めることにより、土地利用の高度化を図る。

田については、ほ場の整備率が高いことから、農地の利用集積や団地化の取組、高性能機械の活用による省力化等により、土地利用の高度化を図る。

また、畑、田、果樹園が混在した形での土地利用が行われている地域においては、水利、土壌条件等を勘案しつつ、それぞれの集団化を進める等、土地利用の再編を促進する。

(カ) 北部荒川中流地域（熊谷市、行田市、鴻巣市、深谷市）

本地域は、北部の荒川中流沿いの台地を中心とした地域であり、畑を中心とした土地利用が行われている。また、国・県営事業等によるかんがい施設の整備が進んでいる地域においては、ほ場の整備率も高いことから、この好条件を活かして、米、麦、大豆、野菜、飼料作物等の多彩な農業団地の形成を促進する等、土地利用の高度化を図る。

(キ) 東部中川地域（さいたま市岩槻区、加須市、春日部市、羽生市、越谷市、久喜市、蓮田市、幸手市、吉川市、宮代町、白岡町、杉戸町、松伏町）

本地域は、田を中心とした土地利用が行われており、見沼代用水、葛西用水などの用水路の整備が進んでいる。

今後は、農地の利用集積や団地化の取組、高性能機械の活用による省力化等により、土地利用の高度化を図る。

なお、本地域は、排水不良の地域が多いことから、生産条件の整備に当たっては、農業用水の合理的利用を図るための用水路の再整備とともに、排水路の整備や一反区画ほ場の大区画化に向けた再整備について、特に配慮する。

また、本地域の西部では、樹園地、田、畑の混在する土地利用がなされている地域があるので、水利、土壌条件等を勘案しつつ、それぞれの集団化を進めるなど、土地利用の再編を促進する。

イ 山間地帯

この地帯は、全域が秩父山系に覆われ、秩父多摩甲斐国立公園が存するなど豊富な森林資源と豊かな自然に恵まれている地域であり、地域内に有する観光資源と相まって、本地帯を訪問する観光客は年間1,537万人を超えている。

農業の推進方向は、山間地という立地条件から経営上の制約は大きいものの、本地帯の立地特性を活かし、地域の様々な資源を有機的に結びつけた特産品づくりや観光農業を推進するとともに、県民の心のふるさととして安らぎや潤いを提供するグリーンツーリズムに呼応した受け入れ体制の整備を図るものとする。また、本地帯では、農業が健全に営まれることにより、土砂崩壊や洪水の防止、水源のかん養、豊かな景観の維持等の農業の有する多面的な機能が高度に発揮されることから、適切な農業生産活動が行われるよう中山間地域等直接支払制度に取り組むなど、農業生産条件の不利補正を通じて耕作放棄地の発生防止と解消を推進する。

農業上の土地利用は、全域が山間地帯であることから、田は少なく、畑、樹園地を中心とした利用がなされている状況である。このため、面積的に制約がある既存農地の効率的な利用を図るとともに、地域の特性を活かした生産基盤整備を推進する。

なお、地目別の農業上の土地利用の推進方向は、以下のとおりである。

(ア) 畑・樹園地

畑・樹園地については、団地性に恵まれず、かつこれら農地混在がみられることから、農道等の整備を図り、中型機械による営農が可能となり得る程度の集団化を促進することにより、畑・樹園地としての土地利用を確保する。

なお、観光農園やグリーンツーリズムのための土地利用については、各地域の農業振興の方向を踏まえ、その利用の確保を図る。

(イ) 田

田については、団地性、傾斜条件とも恵まれないため、生産性の高い水田農業の育成を図ることは困難である。このため、原則として中型機械利用を可能とする団地性を有する田を除いては、それぞれ周囲の立地特性に応じ、畑または樹園地への転換を図るものとする。なお、環境、景観の保全等の観点からも重要な棚田等については、第4に掲げる方向に基づき適切な保全を図る。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

1 農業振興地域の指定に関する基本的考え方

第1の3に掲げる農業上の土地利用の基本的方向を踏まえて、本県においては、農業的利用と都市的利用が調和した計画的な土地利用の確保を基本としつつ、農業振興に関する施策を計画的に推進する地域として2に掲げる指定予定地域を農業振興地域として指定を行う。

(1) 平坦地帯

本地帯は、地域の土地利用の状況に応じた都市近郊農業が展開されており、本県の農業生産の大部分を担っている区域である。また、本地帯は、南部を中心に都市化が進展していることから、農地は生産の場のみでなく、貴重な緑地空間や防災空間としての役割を果たしている。

このため、法第6条第2項に定める農業振興地域の指定の基準を満たさない都県境付近の市町以外の市町村において、都市計画法（昭和43年法律第100号）の市街化区域及び都市計画区域内の用途地域等以外の地域を農業振興地域として指定する。

(2) 山間地帯

本地帯は、山間地という立地条件から、農業経営上の制約は大きいものの、地域の特性を活かした農業が展開されていることから、大規模な山林及び都市計画法の都市計画地域内の用途地域等以外の地域を農業振興地域として指定する。

2 指定予定地域

農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模は、以下のとおりである。

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
平坦地帯	さいたま地域 (さいたま市)	さいたま市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 10,030ha (農用地面積 2,883ha)	
	川越地域 (川越市)	川越市のうち都市計画法の市街化区域及び用途地域を除いた区域	総面積 7,686ha (農用地面積 3,183ha)	
	熊谷地域 (熊谷市)	熊谷市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 13,307ha (農用地面積 5,728ha)	

農業 地帯名	指定予定 地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
平坦 地帯	行田地域 (行田市)	行田市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 5,577ha (農用地面積 3,072ha)	
	所沢地域 (所沢市)	所沢市のうち都市計画法の市街化区域及び用途地域、規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 3,557ha (農用地面積 1,346ha)	
	加須地域 (加須市)	加須市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 11,950ha (農用地面積 6,654ha)	
	本庄地域 (本庄市)	本庄市のうち都市計画法の市街化区域及び用途地域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 5,035ha (農用地面積 1,981ha)	
	東松山地域 (東松山市)	東松山市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 5,456ha (農用地面積 1,610ha)	
	春日部地域 (春日部市)	春日部市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 4,377ha (農用地面積 2,178ha)	
	狭山地域 (狭山市)	狭山市のうち都市計画法の市街化区域及び用途地域等を除いた区域	総面積 3,189ha (農用地面積 1,061ha)	
	羽生地域 (羽生市)	羽生市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 5,050ha (農用地面積 2,581ha)	
	鴻巣地域 (鴻巣市)	鴻巣市のうち都市計画法の市街化区域及び用途地域を除いた区域	総面積 5,219ha (農用地面積 2,933ha)	
	深谷地域 (深谷市)	深谷市のうち都市計画法の市街化区域及び用途地域を除いた区域	総面積 11,880ha (農用地面積 5,958ha)	
	上尾地域 (上尾市)	上尾市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 2,034ha (農用地面積 558ha)	
	越谷地域 (越谷市)	越谷市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 3,043ha (農用地面積 951ha)	
	入間地域 (入間市)	入間市のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 2,207ha (農用地面積 813ha)	
	桶川地域 (桶川市)	桶川市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 1,707ha (農用地面積 781ha)	
久喜地域 (久喜市)	久喜市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 6,311ha (農用地面積 3,269ha)		

農業 地帯名	指定予定 地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
平坦 地帯	北本地域 (北本市)	北本市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 1,263ha (農用地面積 585ha)	
	富士見・ふじみ 野地域 (富士見市)	富士見市のうち都市計画法の市街化区域及び用途地域を除いた区域	総面積 1,717ha (農用地面積 728ha)	
	(ふじみ野市)	ふじみ野市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 596ha (農用地面積 198ha)	
	蓮田地域 (蓮田市)	蓮田市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 2,093ha (農用地面積 916ha)	
	坂戸地域 (坂戸市)	坂戸市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 3,062ha (農用地面積 1,322ha)	
	幸手地域 (幸手市)	幸手市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 2,871ha (農用地面積 1,511ha)	
	鶴ヶ島地域 (鶴ヶ島市)	鶴ヶ島市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 966ha (農用地面積 348ha)	
	日高地域 (日高市)	日高市のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 2,874ha (農用地面積 913ha)	
	吉川地域 (吉川市)	吉川市のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 2,475ha (農用地面積 1,210ha)	
	伊奈地域 (伊奈町)	伊奈町のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 911ha (農用地面積 397ha)	
	三芳地域 (三芳町)	三芳町のうち都市計画法の市街化区域及び用途地域を除いた区域	総面積 1,231ha (農用地面積 492ha)	
	毛呂山地域 (毛呂山町)	毛呂山町のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 1,600ha (農用地面積 487ha)	
	滑川地域 (滑川町)	滑川町のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 1,867ha (農用地面積 738ha)	
	嵐山地域 (嵐山町)	嵐山町のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 1,743ha (農用地面積 646ha)	
	小川地域 (小川町)	小川町のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 2,179ha (農用地面積 646ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
平坦地帯	川島地域 (川島町)	川島町のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 3,863ha (農用地面積 2,062ha)	
	吉見地域 (吉見町)	吉見町のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 3,701ha (農用地面積 1,485ha)	
	鳩山地域 (鳩山町)	鳩山町のうち都市計画法の市街化区域及び用途地域、規模の大きな森林を除いた区域	総面積 1,451ha (農用地面積 420ha)	
	美里地域 (美里町)	美里町のうち規模の大きな森林を除いた区域	総面積 2,583ha (農用地面積 1,140ha)	
	神川地域 (神川町)	神川町のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 2,642ha (農用地面積 885ha)	
	上里地域 (上里町)	上里町のうち都市計画法の用途地域を除いた区域	総面積 2,548ha (農用地面積 1,110ha)	
	寄居地域 (寄居町)	寄居町のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 3,423ha (農用地面積 1,310ha)	
	宮代地域 (宮代町)	宮代町のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 1,250ha (農用地面積 600ha)	
	白岡地域 (白岡町)	白岡町のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 1,943ha (農用地面積 969ha)	
	杉戸地域 (杉戸町)	杉戸町のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 2,554ha (農用地面積 1,375ha)	
	松伏地域 (松伏町)	松伏町のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 1,361ha (農用地面積 609ha)	
平坦地帯合計			総面積 161,786ha (農用地面積 70,443ha)	
山間地帯	秩父地域 (秩父市)	秩父市のうち都市計画法の用途地域及び国立公園の特別保護地区、規模の大きな森林を除いた区域	総面積 18,248ha (農用地面積 1,166ha)	
	飯能地域 (飯能市)	飯能市のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 3,496ha (農用地面積 520ha)	
	越生地域 (越生町)	越生町のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 1,127ha (農用地面積 270ha)	

農業 地帯名	指定予定 地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備 考
山間 地帯	ときがわ地域 (ときがわ町)	ときがわ町のうち規模の大きな森林を除いた区域	総面積 1,732ha (農用地面積 366ha)	
	横瀬地域 (横瀬町)	横瀬町のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 788ha (農用地面積 130ha)	
	皆野地域 (皆野町)	皆野町のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 1,597ha (農用地面積 307ha)	
	長瀨地域 (長瀨町)	長瀨町のうち規模の大きな森林を除いた区域	総面積 882ha (農用地面積 217ha)	
	小鹿野地域 (小鹿野町)	小鹿野町のうち規模の大きな森林を除いた区域	総面積 2,971ha (農用地面積 583ha)	
	東秩父村地域 (東秩父村)	東秩父村のうち規模の大きな森林を除いた区域	総面積 929ha (農用地面積 258ha)	
	山間地帯合計			総面積 31,770ha (農用地面積 3,817ha)
埼玉県合計			総面積 193,556ha (農用地面積 74,260ha)	

※ 各市町村の農用地面積は、農業振興地域の管理状況調査を基礎として、耕地面積及び市街化区域内農地面積等を勘案して算出したものである。埼玉県合計は、この面積を合計したものである。

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本県における農業生産基盤の整備及び開発は、効率的かつ安定的な農業経営を行う者が収益性の高い農業を営むために必要な生産性の向上を図るとともに、意欲ある多様な農業者への利用集積を通じた経営規模の拡大等による農業構造の改善を促進することを基本として、地域における農業者、住民等の関係者の合意形成を図りつつ、土地利用の高度化、水利用の合理化及び農村の生活環境に配慮しながら進める。

農業生産基盤の整備に当たっては、ビオトープの設置や近自然工法など田園環境と調和した低コストな整備手法を導入するとともに、ため池や農業用施設を活用した地域の水辺空間の整備による環境の再生・保全に配慮していくものとする。また、中山間地域における農業生産基盤と生活環境を確保するための施策の一体的な整備や都市化の進展に対応したほ場整備事業における非農用地区域の設定など、地域に即した整備手法を活用する。

田については、高性能大型機械を効率的に利用できるよう大区画ほ場の整備を促進するとともに、基幹排水路や暗きょ排水施設を計画的に整備し、水田の汎用化と高度利用化を推進していくものとする。畑については、区画整理を行うとともに、通作条件、農業用排水施設を総合的に整備していくものとする。また、農業用排水路や農業ため池、揚排水機場などの農業水利施設は、埼玉農業を支えるだけでなく県土を保全するためにも重要なものであることから計画的な更新整備を進める。

以上の基本的な方向に基づき、各農業地帯別にその整備の方向を示せば次のとおりである。

2 農業地帯別の構想

(1) 平坦地帯

ア 田の整備

(ア) 水利条件については、原則として用排分離による汎用耕地化を基本目標とし、機械化による一貫作業体系、田畑輪かん及び水利用の合理化を前提とし、ほ区単位の水管理が可能となるよう整備を推進する。このため、中川水系、荒川水系、利根川上流等の主要水系地域の基幹農業用排水施設の更新・整備を図るとともに、末端の用排水路はほ場整備に併せて更新・整備を行う。

(イ) 高性能機械の導入による生産性の向上及び地域の意欲ある多様な農業者への農地の利用集積に資する大区画ほ場の整備を進める。

(ウ) 通作条件整備については、ほ場整備に併せ高性能機械の通行可能な幅員、

密度等を考慮して整備を行う。

(エ) 区画整理等を契機として、農地の利用集積を進めることにより、担い手農家の育成を図る。

イ 畑の整備

(ア) 基本的には、生産性の向上等のため、主に区画整理の実施及び通作条件の整備を進めていくものとする。

(イ) 沖積地の自然堤防上に広がる畑については、田との混在がかなり広範に及んでいることから、田の整備と併せて畑の整備を進める。

(ウ) 洪積台地の畑については、干ばつ被害の解消と、野菜など多彩な品目の振興に備え、農業用排水施設等の整備を区画整理と併せて広範に進める。

(エ) 野菜作付等が行われている畑地の農道については、品質の向上、集出荷の円滑化を図るため舗装を積極的に進める。

(オ) 区画整理等を契機として、農地の利用集積を進めることにより、担い手農家の育成を図る。

ウ 樹園地の整備

(ア) 畑の整備と同様に基本的には、生産性向上のため主に区画整理の実施及び農道の整備を進める。

(イ) 散在している茶園、果樹園等の樹園地については、第1の3の土地利用の基本的方向に沿って、集団化を進める。

(ウ) 現在、樹園地として利用され、将来もその利用を促進しようとする地帯は、用水が不足していることから、かんがい、防除等の用水確保を図るため、畑地のかんがい施設と併せて用水施設の整備を進める。

(エ) 通作条件整備については、果物の荷いたみ防止を図るため、舗装を積極的に進める。

(オ) 区画整理等を契機として、農地の利用集積を進めることにより、担い手農家の育成を図る。

エ 農業集落排水処理施設の整備

農村の混住化の進展、生活様式の高度化等、農村を取りまく状況の変化に対応しつつ、農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持を図るため、集落排水処理施設の整備を促進する。

(2) 山間地帯

ア 田の整備

(ア) 本地帯の田は排水は比較的良好であるが、用水施設が整備されていない地域が多いため、ため池などの用水施設の整備を進める。

(イ) 農業生産性の向上と農地保全労力の軽減を図るための生産基盤整備を実施することにより、農地の有効利用を促進する。

イ 畑の整備

(ア) 基本的には生産性の向上のため通作条件整備を主体に進める。

(イ) 用水の再編を行うとともに、畑地かんがいを中心とする用水施設の整備を進める。

(ウ) 農業生産性の向上と農地保全労力の軽減を図るための生産基盤整備を実施することにより、農地の有効利用を促進する。

ウ 樹園地の整備

(ア) 畑と同様に基本的には通作条件整備を主体に進める。

(イ) 農業生産性の向上と農地保全労力の軽減を図るための生産基盤整備を実施することにより、農地の有効利用を促進する。

エ 農業集落排水処理施設の整備

農村の混住化の進展、生活様式の高度化等、農村を取りまく状況の変化に対応しつつ、農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持を図るため、集落排水処理施設の整備を促進する。

3 広域整備の構想

(1) 用排水改良

ア 西部荒川下流地域

本地域は、荒川本川、入間川等の流域に展開する田、畑を対象としてほ場整備及び排水路や排水機場の整備を進めるとともに、既存の用排水施設の補修・更新整備を進める。

イ 北部利根川地域

本地域は、神流川、利根川上流、小山川、福川等の流域で、田は沖積地、畑は洪積地と比較的はっきり区別される地域である。児玉地域においては、現在実施中の国営事業に関連して用排水施設の補修・更新整備を進める。

ウ 北部荒川中流地域

本地域は、荒川中流沿いの台地であり、国営農地防災事業及び国営付帯県営農地防災事業により地域の幹線用水路の整備を進める。また、国営地区調査により荒川中部土地改良区の管理区域内の農業用水関連施設の整備方針を定め、整備を進める。

エ 東部中川地域

本地域は北側は利根川、東側は江戸川、南側は綾瀬川に囲まれた市町村を含む地域で、沖積地が地区の大半を占め、畑は洪積台地の一部と自然堤防上に点在している。このため本地域における用排水改良は、田を中心に進められており、用水は利根川及び江戸川からの取水がそのほとんどを占め、排水はその全域が中川に集水される。用水については、見沼代用水は埼玉合口二期事業により整備され、葛西用水や江戸川右岸用水等は利根中央事業により整備された。今後は、幹線排水路の更新、整備を進めるとともに、排水改良による湛水被害の除去、湿田の乾田化、ほ場整備等の実施による耕地の大区画化進め、高能率機械による営農を可能にする。

(2) 通作条件の整備

ア 平坦地帯

本地域は、中川水系、荒川水系及び利根川上流地域にまたがる洪積、沖積地であり、田を主体として畑及び樹園地が混在している地域であり、都市化に伴う一般交通の増大による影響により、農耕車の運行等が阻害されている現状にある。

今後は高性能機械の導入に併せつつ、営農体系に則した通作条件の整備を進める。

イ 山間地帯

本県の山間丘陵地域は、荒川上流地域及び支流の山間地帯にわたり小規模団地の樹園地等が多く造成され、団地別に耕作道が設置されているが、相互間の連絡道路が整備されていない。今後これら地域を一体としての集団営農団地を構成し、集出荷施設の導入と機械化による農業の省力化を図り、生産から集出荷までの諸作業の省力化を促進するため、これらを結ぶ通作条件を整備し、併せて山間地帯の農村の生活環境を整備する。

(3) ほ場整備

農業施策の牽引者となりうる担い手を育成し、農地の利用集積を進めるためには、ほ場の整備が必要である。基幹的用水施設は、国営事業等により整備が進んでいることから、排水路整備と併せてほ場整備を推進する。特に、一反区画整備においては、通作条件の整備、農地の団地化に主眼をおいた整備を推進する。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

(1) 農用地等の保全の必要性

近年、農業従事者の高齢化、兼業化、減少等により耕作放棄地が増加するなど、農用地等のかい廃が進んでいる。耕作放棄地は、当該農用地等で農業生産が行われないほか、近隣の農用地等の農業生産に悪影響を与え、地域の営農環境に大きな影響を及ぼすばかりでなく、良好な田園風景を阻害するなどの悪影響がある。また、農村の集落機能の弱体化は、集落組織等が担っていた農用地等の保管理機能の低下を引き起こしている。

農用地等は、最も基礎的な農業生産基盤であり、一度荒廃するとその回復が困難な資源である。したがって、将来にわたり、安全な食料を安定的に供給するとともに、農業の有する多面的機能を発揮していくためには、耕作放棄等による農用地等のかい廃を防ぎ、国内の農業生産に必要な農用地等を営農に適した良好な状態で保全するとともに、その有効利用を図っていくことが必要である。

また、中山間地域では、平坦地に比べ農業の生産条件が不利であることから、平坦地に比べ耕作放棄率が高くなるなど、農用地等の適切な保管理を行うことが特に困難になってきている。

こうした中であって、中山間地域は、河川等の上流域に位置し、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の農業生産活動による多面的機能の発揮を通じて下流域の住民の生活基盤を守る防波堤として重要な役割を担っていることから、農用地等の保全が図られるよう努める。

(2) 農用地等の保全の基本的方向

農業地帯ごとの農用地等の保全の基本的方向については、以下のとおりである。

ア 平坦地帯

ほ場整備等が行われていない集団的に存在する農用地等については、効率的かつ安定的な農業経営を営む者により高収益で効率的な農業が営まれることが望ましいことから、ほ場整備等の農業生産基盤の整備を通じて、担い手農家への利用集積等を促進することにより、耕作放棄の発生防止、耕作放棄地の再活用に努める。

集落内に介在する農用地等については、地域住民の合意を形成しながら農業的利用と都市的利用が調和した計画的な土地利用を推進するとともに、市民農園の整備や学校農園、福祉農園としての活用等の取組を通じて、耕作放棄地の再活用を図ることなどにより、農用地等の保全を図る。

イ 山間地帯

中山間地域等においては、地勢等の地理的条件が悪く農業の生産条件が不利であることから、ほ場整備等の農業生産基盤の整備を図るとともに、生産条件の不利を補正するための支援等の取組を通じて、耕作放棄の発生の防止、耕作放棄地の再活用を図るものとする。また、中山間地域等においては、過疎化や高齢化の進行により、農業従事者が減少していることから、第9に定める方向に基づき農村の生活環境の整備を促進すること等により、農業従事者を確保するとともに農用地等の保全を図る。

2 農用地等の保全のための事業

(1) 農業生産基盤の整備

耕作放棄地の発生の防止・耕作放棄地の再活用を図るためには、農業生産基盤の整備により、生産性の向上を図ることが重要である。特に、中山間地域は、農業生産基盤の整備の立ち遅れをはじめとして、平坦地に比べ営農条件が厳しいことから、この整備を促進することにより、営農条件の改善を図ることが重要である。

このため、第3に掲げる方向に基づき、地域の農業の特性に応じたほ場整備事業、かんがい排水事業等を実施するなど、農業生産基盤の整備に努める。

(2) 農地等の保全管理

自然災害等から農地等を保全するため、第3に掲げる方向を踏まえて、以下の対策を講ずる。

平坦低湿地においては、都市化の進展など地域条件の変化により排水条件が悪化し、浸水被害が発生している地域を対象に排水路や排水機場等を整備するとともに、地盤沈下により低下した機能の復旧及び農業用施設の被害を復旧するための用排水施設の整備を図る。

ため池については、築造後の状況の変化等により農用地や公共施設等に被害を与える恐れのあるものについて、計画的に改修又は補強を実施する。

3 農用地等の保全のための活動

(1) 担い手への利用集積の促進

地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業、農地保有合理化事業、農地利用集積円滑化事業等の積極的な活用により利用権の設定等の促進及び農作業受委託の積極的な促進を図り、認定農業者や農業生産法人等の担い手へ農地の利用集積を促進する。

特に本県の場合は、地価が高く農地の資産的保有の傾向が強いことから、賃貸借等による流動化の推進に加えて、農作業受委託による利用集積を推進する。

また、担い手のいない地域においては、企業等の農業参入を戦略的に進める。

(2) 農用地等の保全管理の支援

農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体による農用地等の管理等への支援を実施するとともに、管理が困難になった農用地等を新規就農者の研修農園や市民農園及び学校農園・福祉施設等の農園として利用することを促進することにより、農用地等の保全管理を支援する。

耕作放棄地の解消・活用に当たっては、所有者による耕作再開を基本としつつ、担い手への利用集積や新規就農者による利用、畜産による利用、農業体験による利用など、地域の状況に応じて多様な取組を推進する。また、耕作放棄地全体調査で把握した農地については、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の活用や市町村段階に設置している耕作放棄地対策協議会における地域の実情に即した取組により解消・活用を図る。

また、農地・水・環境保全対策を通じて、農地・農業用水等の適切な保全管理に資する基礎的な活動とともに、農業用施設の長寿命化などの活動や生態系・環境保全などの活動を支援する。

(3) 中山間地域等の農用地等の保全活動

中山間地域等における農業の生産条件の不利補正を通じて耕作放棄地の発生防止と解消を図る中山間地域等直接支払制度に取り組むことにより、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう支援する。

また、集落協定や集落団体等による耕作放棄の発生の防止等の活動や農業用排水路、農道等の管理活動については、中山間地域等直接支払制度に基づく集落協定や、棚田基金による助成を通じてこれらの活動を促進することにより、農用地等の保全を図る。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

(1) 平坦地帯

農用地等を将来にわたって有効に活用していくためには、効率的かつ安定的な農業を営む者への農地の利用集積を促進することにより、農業経営の規模拡大を実現し、生産性の向上と農業の体質強化を図ることが重要である。

このため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第66号）に基づく利用権の設定促進等を中心とした各種農地流動化方策を積極的に活用することにより、農作業の受委託を含めた幅広い形での農用地の流動化を促進する。

米麦を中心とする土地利用型農業については、担い手農家への農地の利用集積に併せて集落での話し合いを通じて、作付け地の集団化や耕作放棄地の解消を促進するとともに、裏作の導入等による農用地の高度利用を推進する。また、農作業の共同化や機械・施設の有効利用等を図り地域全体として土地利用の高度化と生産コストの低減を促進する。さらに、耕種農家と畜産農家の連携等による地力の維持増進等についても配慮する。

野菜を中心とする集約型農業については、収穫、出荷等に多くの労働力を要することから、先端技術の活用や共同選果等作業の効率化、快適な農作業環境の整備、農業労働の支援システムの確立を図るとともに、労力を効率的に配分する輪作体系を確立していくものとする。また、高収益作物の導入や農産物のブランド化による販路拡大等により規模拡大を推進する。

(2) 山間地帯

本地帯は、広大な森林に囲まれ集団的な農地が少ないことから、一部の地域を除き、農地の流動化による大規模な土地利用型農業を展開することは困難である。このため、貴重な農地の高度利用や生産技術の向上、高齢者の知識や労働力の活用などを図りつつ、多彩な農産物の生産や加工品の開発とその販路の開拓、販売方式の確立を図る。

また、観光資源の存在及び多数の観光客の来訪という本地帯の特性を活かした観光農業を育成する。

2 目標経営モデル

県内各地域の特性を考慮した35例の目標経営モデルを示すと次のとおりである。

＜モデル策定の前提条件＞

- 所得目標：主たる従事者1人当たり、560万円
- 労働時間：主たる従事者1人当たり、1,800時間程度
- 基幹農業従事者：家族2人を基準

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<1> 主穀単一 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 水稻単作=7ha 水稻・麦=4ha 大豆・麦=6ha 麦単作=2ha 大豆単作=1ha 作業受託=8ha 〈経営規模〉 20ha	〈資本装備〉 ・トラクタ(38ps) 2台 ・乗用施肥田植機(8条) 1台 ・乗用管理機(ブーム・粒剤散布) 1台 ・コンバイン(自脱5条、汎用型) 各1台 ・育苗ハウス 600㎡ ・温湯消毒器 1台 等 〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・汎用化された30a区画水田に基盤整備が行われている。 ・作業機械は個人所有、乾燥調製作業はカントリーエレベータ等を利用する。 ・転作は2/3を大豆-麦体系、1/3を麦、大豆単作の体系とする。	・複式簿記記帳の実施により経営と家計とを分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・ブロックローテーションによる米麦大豆の栽培により水田利用率を高める。 ・直売の強化と系統出荷の2本立てを基本に、多様な販売を行う。	・家族経営協定の締結に基づく給料制 休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・地域の人材を活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
<2> 主穀単一 (組織法 人経営) 基幹 従事者 6人 主穀単一 (組織法 人経営) 続き	<作付面積等> 水稻単作=23ha 水稻-麦=10ha 大豆-麦=27ha もち加工=5t 作業受託 100ha <経営規模> 水田 60ha	<資本装備> ・トラクタ 23ps 1台 ・トラクタ 38ps 1台 ・トラクタ 75ps 1台 ・乗用施肥田植機 8条2台 ・乗用管理機 2台 ・コンバイン 3台 ・大型育苗施設 1,500 m ² ・温湯消毒器 2台 ・もち加工施設 一式 等 <その他> ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・作業機械は法人所有、乾燥調製作業は法人の他、カントリーエレベータ等を利用する。 ・年間を通じて農産物加工を行い、直売による付加価値販売を行う。 ・地域全体が汎用化された30a区画水田に基盤整備が行われている。	・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。 ・組作業体系を確立し、セット作業による効率的な栽培管理を行う。 ・ブロックローテーションによる、米麦大豆の栽培により水田利用率を高める。 ・加工も含めた直売の強化による流通体系を確立する。	・給料制の導入 ・従事者全員及び雇用の社会保険加入 ・就農希望者を受け入れ研修を兼ねた雇用対象とする。
<3> 主穀単一 (集落営 農経営) 基幹従事 者 出役料金 1500 円/ 時間 (10 人の出役 を想定)	<作付面積等> 水稻単作=9ha 水稻-麦=1ha 飼料稲-麦= 5ha 麦単作=10ha 大豆単作=5ha <経営規模> 30ha (集落全体を借 地とする)	<資本装備> ・車庫兼作業場 200 m ² 1棟 ・トラクタ 30ps 1台 ・トラクタ 38ps 1台 ・乗用施肥田植機 6条2台 ・乗用管理機 1台 ・コンバイン 3台 ・育苗施設 300 m ² 1棟 ・温湯消毒器 1台 ・みそ加工資材 一式等	・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・集落営農による土地配当金 50,000 円 /10a が可能となる経営を实践する。 ・組作業体系を確立し、セット作業による効率的な栽培管理を行う。	・給料制の導入 ・従事者全員の社会保険加入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
		<p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・ 地域全体が汎用化された30a区画水田に基盤整備が行われている。 ・ 地域内担い手を明確にする。 ・ 作業機械は集落所有、乾燥調製作業はカントリーエレベータ等を利用する。 ・ 農産物加工を行い、直売による付加価値販売を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブロックローテーションによる、米麦大豆の栽培により水田利用率を高める。 ・ 加工も含めた直売の強化による流通体系を確立する。 	
<p>〈4〉 主穀・露地野菜複合 基幹 従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 水稻-大麦=5.5ha 大豆-麦=5.0ha ブロッコリー(秋)=1.3ha (春)=0.2ha 〈経営規模〉 12ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車庫兼作業場(200 m²) 1棟 ・ トラクタ (38, 30ps) 2台 ・ 乗用施肥田植機 6条 1台 ・ 乗用管理機(ブーム・粒剤散布) 1台 ・ コンバイン 1台 ・ 育苗施設 300 m² ・ 温湯消毒器 1台 <p>等</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・ 地域全体が汎用化された30a区画水田に基盤整備が行われている。 ・ 畑及び汎用化された水田に露地野菜を導入する。 ・ 作業機械は個人所有、乾燥調製はカントリーエレベータ等を利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計とを分離 ・ 青色申告の実施 ・ パソコン利用の経営管理 ・ 水稻、麦、大豆栽培との作業競合が少ないブロッコリーの作付体を行う。 ・ ブロックローテーションによる米麦大豆と野菜栽培により、水田利用率を高める。 ・ 直売の強化と系統出荷の2本立てを基本に、多様な販売を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入 ・ 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・ 地域人材の活用を図る。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
<5> 主穀・水 産食用養 殖複合 基幹 従事者 2人	<作付面積等> 水稻=5.5ha 大豆-小麦= 4.0ha ホンモロコ(養殖池) =0.5ha <経営規模> 10ha	<資本装備> ・トラクタ(38.30ps) 2台 ・乗用施肥田植機 6条 1台 ・乗用管理機 1台 ・コンバイン 4条 1台 ・育苗施設 300㎡ 1棟 ・温湯消毒器 1台 ・曝気用ポンプ 10台 ・自動給餌機 10台 等 <その他> ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・地域全体が汎用化された30a区画水田に基盤整備が行われている。 ・作業機械は個人所有、乾燥調製はカントリーエレベーター等を利用する。 ・日当たりと保水力のある土地で、水源が確保でき、給排水が自由にできる施設を有する。	・複式簿記記帳の実施により経営と家計とを分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・水田のブロックローテーションにより水稻、麦、大豆の高品質、安定生産を行う。 ・直売や契約出荷などによる多様な販売を行う。 ・養殖池は防水シート等の利用による低コスト経営を行う。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
<6> 施設きゅうり露地 野菜複合 基幹 従事者 2人	<作付面積等> 促成きゅうり =2,000㎡ 抑制きゅうり =2,000㎡ 越冬きゅうり =2,000㎡ 半促成きゅうり =2,000㎡ 冬ブロックリー =1.0ha	<資本装備> ・低コスト耐候性ハウス 2,000㎡ 2棟 ・作業所兼車庫 40.2㎡ 1棟 ・トラクタ 25ps 1台 ・乗用管理機 1台 等 <その他> ・水稻作は経営委託を行い、普通畑は交換耕作によって集積を図る。	・複式簿記記帳の実施により経営と家計とを分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・労災保険の加入 ・施設、ほ場の団地化により、作業の効率化を図る。	・家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保に

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
	〈経営規模〉 低コスト耐候性 ハウス 4,000 m ² 普通畑 1.0ha	<ul style="list-style-type: none"> ・キュウリ栽培は育苗の分業化、共同選果施設の利用により労働時間の軽減を図る。 ・ブロッコリーの育苗は、共同育苗施設を利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・IT機器の利用によるハウスの監視遠隔操作を行う。 ・育苗、選果、荷造りの外部委託により、効率的な経営管理を行う。 ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入。 	よる過重労働の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ハウスに中間気候室を設置し、健康に配慮
<7> 施設トマト・露地野菜複合 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 促成トマト＝ 2,000 m ² 高糖度トマト＝ 1,000 m ² 秋冬 ブロッコリー ＝1ha 〈経営規模〉 アクリルハウス 3,000 m ² 普通畑 1ha	〈資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> ・アクリルハウス 2,000 m² 1棟 ・作業所兼車庫 40.2 m² 1棟 ・トラクタ 25ps 1台 ・乗用管理機 1台 等 〈その他〉 <ul style="list-style-type: none"> ・水稻作は経営委託を行い、普通畑は交換耕作によって集積を図る。 ・トマトは共同選果施設を利用し、選別、荷造り作業の省力化を図る。 ・セルトレイ播種機は共同利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計とを分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・労災保険の加入 ・施設、ほ場の団地化により、作業の効率化を図る。 ・生物農薬や乗用管理機の利用により健康に留意した作業を行う。 ・高糖度トマトは、出荷先との契約による差別化した販売を行う。 ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者確保による過重労働の防止 ・作業の集中するブロッコリーの定植時期等は雇用労力を効率的に利用しゆとりある労働環境を確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
<8> 施設トマト (直売) 基幹 従事者 2人	<作付面積等> 促成トマト＝ 1,000 m ² 抑制トマト＝ 1,000 m ² 半促成きゅうり ＝1,000 m ² ほうれん草＝ 0.2ha ブロッコリー ＝0.2ha ねぎ＝ 0.2ha さといも＝ 0.2ha スイートコーン ＝0.3ha <経営規模> アクリルハウス 2,000 m ² 普通畑 1 ha	<資本装備> ・アクリル温室 1,000 m ² 2棟 ・作業所兼車庫 100 m ² 1棟 ・トラクタ 25ps 1台 ・乗用管理機 1台 等 <その他> ・直売所、量販店直売コー ナーを利用した消費直結 型経営を行う。 ・周年出荷のトマトに季節 感を活かした多品目の露 地野菜を組み合わせ、一 年中足が向く直売を行う。 ・輪作体系の実施と畑地灌 漑施設の活用により生産 安定と品質向上を図る。	・複式簿記記帳の 実施による経営 と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の 経営管理 ・労災保険の加入 ・施設、ほ場の団 地化により、作業 の効率化を図る。 ・販売は、農協直 売所の他、学校給 食や近隣量販店 直売コーナー向 け契約出荷を行 う。 ・出荷は、規格の 簡素化、通いコン テナ利用により 省力化、流通経費 の削減に努める。 ・ハサップ方式の 考え方を取り入 れた生産管理シ ステムを導入。	・家族経営 協定の締 結に基づ く給料制 休日制の 導入 ・農繁期に おける臨 時雇用者 の確保に よる過重 労働の防 止
<9> 施設軟弱 野菜 基幹 従事者 2人	<作付面積等> こまつな＝ 延 3,000 m ² みずな＝ 延 3,000 m ² 水耕ほうれんそう＝ 延 16,000 m ² 水耕ルッコラ＝ 延 16,000 m ²	<資本装備> ・低コスト耐候性ハウス 1,000 m ² 3棟 ・養液栽培装置 1,000 m ² 2台 ・葉菜類自動袋詰機 1台 ・予冷库 2坪 1台 等	・複式簿記記帳の 実施による経営 と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の 経営管理 ・労災保険の加入 ・施設の団地化に より、作業効率化 を図る。	・家族経営 協定の締 結に基づ く給料制 休日制の 導入 ・農繁期に おける臨 時雇用者 の確保に

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
	<p>〈経営規模〉 低コスト耐候性 ハウス 3,000 m² 養液栽培装置 2,000 m²</p>	<p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型施設を高度に利用した軟弱野菜専作の周年生産経営を行う。 ・土地の貸借による団地化を図り、同一地内に集積したハウスを設置する。 ・周年雇用を確立する ・年間を通して出荷量を確保し、高品質野菜を安定供給するために、技術平準化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・IT機器を活用したハウスの監視、遠隔操作を行う。 ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入。 ・生産履歴や生産物の硝酸、ビタミンC濃度などをインターネットにより消費者にわかりやすく情報公開する。 ・収穫、調製作業は雇用労力を活用し生産規模を拡大する。 	<p>よる過重労働の防止</p>
<p><10> 施設いちご・主穀複合 基幹 従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 促成いちご＝ 2,000 m² 高設栽培いちご(摘み取り体験用)＝1,000 m² いちご苗生産＝ 40,000株 水稻＝2.0ha 〈経営規模〉 低コスト耐候性 ハウス 3,000 m² 水田 2ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低コスト耐候性ハウス 3,000 m² 1棟 ・高設栽培装置 1,000 m² 1台 ・作業場兼直売所 30 m² 1棟 ・駐車場 100 m² ・育苗ハウス 1,000 m² 1棟 ・トラクタ 30ps 1台 ・田植機 1台 ・自脱型コンバイン 1台 等 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暗渠排水、パイプラインなどの基盤が整備された水田を利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・労災保険の加入 ・いちごは空中採苗により苗増殖の効率化と作業環境の改善を図る。 ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
		<ul style="list-style-type: none"> ・いちご 1,000 m²は高設栽培の摘み取り園とし、収穫体験を行う。 ・いちごの育苗は空中採苗方式とし、栽培ハウスは大型低コスト耐候性ハウスを利用する。 ・コンバイン等の大型機械は共同利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いちごは市場出荷のほか直売や摘み取りを行い、消費者の意見を取り入れた生産を行う。 ・水稻は、直売による消費者に直結した多様な販売を行う。 	
<p><11> 露地野菜・ほうれんそう複合 基幹 従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 ほうれんそう＝ 1.1ha みずな＝1.8ha さといも＝ 0.7ha 緑肥作物＝1ha 〈経営規模〉 2ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業場 100 m² 1棟 ・予冷库 2坪 1基 ・トラクタ 27ps 1台 ・トンネル支柱打込機 1台 ・シーダーマルチ 1台 ・薬物類袋詰機 1台 ・野菜(葉物)洗浄機 1台 ・ハンマーナイフモア 1台 <p>等</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・排水の良い基盤整備畑を利用し輪作体系を組み立てる。 ・作業機械は個人で利用 ・ほうれんそうはマルチを利用した秋～春まきのトンネル栽培、みずなは春から秋まきのトンネル(雨よけ)栽培、さといもは普通マルチ栽培とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・ほ場を団地化し、作業効率を高める。 ・生産履歴を記帳しトレーサビリティシステムを導入する。 ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入 ・安定的周年雇用者の確保による過重労働の防止 ・雇用労働者の周年就労による安定雇用の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
<12> ブロッコリー・スイートコーン複合 基幹 従事者 2人	<作付面積等> 春ブロッコリー =1.5ha (二重トンネル栽培 0.5ha) (一重トンネル栽培 1.0ha) 秋冬 ブロッコリー =2.2ha スイートコーン =2.0ha (トンネル栽培 1.0ha) (露地栽培 1.0ha) <経営規模> 普通畑 3.5ha	<資本装備> ・作業所兼格納庫 100 m ² 1棟 ・育苗ハウス 33 m ² 一式 ・トラクタ 27ps 1台 ・半自動移植機 1台 ・支柱打込機 1台 ・ロータリ 1.6m 1台 ・畦立機 1台 ・動力噴霧器 1台 <その他> ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・30a 区画を中心とした基盤が整備されているほ場を利用。 ・セルトレイ播種機械は共同利用とする。 ・秋冬ブロッコリーは労力配分などを考慮し、多彩な品種構成とする。	・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・厳選出荷の徹底、真空予冷、鮮度保持フィルムの利用により高品質出荷を図る ・スイートコーンは半数は市場出荷、半数は朝取りによる契約販売とする ・作業の集中する早春ブロッコリーの定植時期等は雇用を効率的に利用する。 ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理システムの導入。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
<13> ねぎ・にんじん複合 基幹 従事者 2人	<作付け面積等> ねぎ(冬まき) =1.5ha ねぎ(春まき) =1.5ha 人参(冬まき) =1.0ha 水稻(普通植) =1.5ha <経営規模> 4.5ha	<資本整備> ・作業場 150 m ² 1棟 ・トラクタ 55ps 24ps 2台 ・トラック、軽トラック 各1台 ・ねぎ：移植機・堀取り機・皮むき機 各1台 ・人参：マルチソーダ、びごし機、葉切り機、洗浄機、選別機 各1台 ・水稻：コンバイン・田植機各1台 <その他> ・遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。	・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理。 ・ほ場を団地化し、作業効率を高める。 ・生産履歴を記帳しトレーサビリティシステムを導入。 ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理システムの導入。	・安定的周年雇用者の確保による過重労働の防止 ・雇用労働者は安定的に周年就労を行う。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
		<ul style="list-style-type: none"> ・排水の良い基盤整備された畑を利用する。 ・水田の輪作体系を図る。 ・作業機械は主に個人で使用する。 ・ねぎは冬まきと春まき栽培で全自動移植機による幼苗移植栽培を導入する。 ・人参は冬まき栽培で水稻の乾燥調製はカントリーエレベーターを利用する。 		
<p data-bbox="256 835 379 913"><14> 葉物単一</p> <p data-bbox="256 1122 379 1249">基幹 従事者 2人</p>	<p data-bbox="416 835 608 1104">〈作付面積等〉 こまつな=5.4ha (0.9ha, 6作) みずな=1.8ha (0.3ha, 6作) ベカナ =0.5ha</p> <p data-bbox="416 1167 608 1249">〈経営規模〉 1.7ha</p>	<p data-bbox="644 835 826 869">〈資本整備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業場 150 m² 1棟 ・ハウス 12,000 m² ・予冷库 4坪 1基 ・トラクタ 27ps 43ps 2台 ・薬物袋詰機 1台 ・トラック 1.5t 1台 ・軽トラック 1台 <p data-bbox="644 1267 767 1301">〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・排水の良い基盤整備された畑を利用する。 ・施設、機械は個人で使用する。 ・こまつな、みずなはハウスを用いた周年生産とする。 ・ベカナは露地の小トンネルを使った秋冬どりとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・ほ場を団地化し作業効率を高める。 ・市況情報, 作業管理等のコンピュータソフトの導入により効率的な経営管理を行う。 ・生産履歴を記帳しトレーサビリティシステムを導入する。 ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理システムを導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入 ・安定的周年雇用者の確保による過重労働の防止 ・雇用労働者の周年就労

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
<15> なし単一 基幹 従事者 2人	<作付面積等> 幸水 = 0.7ha 簡易被覆栽培 0.2ha 普通栽培 0.5ha 彩玉 = 0.1ha 豊水 = 0.2ha 晩生品種（新高、あ きづき、王秋）0.2ha <経営規模> 1.2ha	<資本装備> ・作業所兼格納庫 60 m ² 1棟 ・多目的防災網施設全設備 120a 一式 ・雨よけ施設 20a 一式 ・スピードスプレーヤ 500L 1台 ・果樹園用トラクタ 28ps 1台 ・マニユアスプレッダー 1台 ・選果機 一式 ・軽トラック 1台 等 <その他> ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・スピードスプレーヤ等の大型機械の共同利用化。 ・労力配分などを考慮した多彩な品種構成とする。 ・防除等の作業を効率的に行うため、ほ場を団地化。	・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・販売は庭先直売や宅配を活用する。 ・人工授粉や収穫等の労力が集中する時期に援農ボランティアの利用やパートの雇用によるゆとりある経営展開。 ・多目的防災網等を完備する。	・家族経営協定の締結に基づく給料制 休日制の導入 ・安定的周年雇用者の確保による過重労働の防止
<16> ぶどう単一 基幹 従事者 2人	<作付面積等> 露地ぶどう 0.5ha 雨除けぶどう 0.5ha 施設加温ぶどう 0.2ha <経営規模> 1.2ha	<資本装備> ・加温パイプハウス 2,000 m ² 1棟 ・無加温パイプハウス 5,000 m ² 1棟 ・作業舎兼格納庫 1棟 ・直売施設 1棟 ・スピードスプレーヤ 600L 1台 ・果樹用トラクタ 27ps 1台 ・運搬車 1台 ・軽トラック 1台 等 <その他>	・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・販売は全量を庭先直売や宅配 ・収穫等の労力が集中する時期は援農ボランティア利用やパート雇用によるゆと	・家族経営協定の締結に基づく給料制 休日制の導入 ・安定的周年雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る ・ トラクタ等の大型機械は共同利用化する。 ・ 消費者ニーズへの対応のため大粒系、赤色大粒系の品種を利用する。 ・ 付加価値販売のため露地栽培は無核果処理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> りある経営を図る。 ・ 多目的防災網等を完備する。 	
<p><17> 茶（個人） 基幹 従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 乗用型摘採機管理茶園 3.8ha 通常茶園 0.2ha やぶきた 2.0ha さやまかおり 1.0ha ふくみどり 0.6ha ほくめい 0.4ha 〈経営規模〉 4ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乗用型摘採機 1台 ・ 防霜ファン 1.8ha 一式 ・ 製茶機械 120k 一式 ・ 製茶工場 500 m² 1棟 ・ 仕上げ機械 一式 ・ トラック 4t 1台 ・ 冷蔵倉庫 33 m² 1棟 等 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・ バランスの取れた早・中・晩生品種を組み合わせた茶園を造成し、良質な自園生葉を生産する。 ・ 生葉生産農家を組織化し、17,000kgの良質生葉を購入する。 ・ 製茶加工は自動制御方式120k型機1ラインを導入 ・ 生産物は仕上げ茶として直接小売する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・ 青色申告の実施 ・ パソコン利用の経営管理 ・ 乗用型摘採機、大型全自動制御方式製茶機械導入による省力化と軽労働化 ・ 茶販売業務における雇用労働力の活用と、パソコンによる顧客管理 ・ 生産履歴の管理、ハサップの考え方を取り入れた生産方式の導入による安全安心な茶生産 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入 ・ 安定的周年雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
<18> 茶（法人） 基幹 従事者 5人	〈作付面積等〉 乗用型摘採機管 理茶園 13.0ha 通常茶園 2.0ha やぶきた 7.0ha さやまかおり 3.5ha ふくみどり 3.0ha ほくめい 1.5ha 〈経営規模〉 15ha	〈資本装備〉 ・乗用型摘採機 2台 ・防霜ファン 15ha 一式 ・製茶機械 120k 2組 ・製茶工場兼仕上加工場兼 店舗事務所 1,500 m ² 1棟 ・仕上げ機械 一式 ・トラック 1t 2台 ・トラック 4t 1台 ・冷蔵倉庫 100 m ² 1棟 等 〈その他〉 ・経営規模は遊休農地等を 積極的に借り受けて規模 拡大を図る。 ・茶葉は15ha、うち13haを 乗用型摘採機管理茶園に 整備する。 ・生葉の生産農家を組織化 し、71,000kgの良質生葉 を購入する。 ・最新鋭設備を導入し、合 理的な機械・施設の整備 による効率的生産を図る。 ・製茶加工は自動制御方式 120k型機2ラインを導入 する。	・複式簿記記帳の 実施による経営 と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の 経営管理 ・法人化に伴い適 正な就労条件を 整備する。 ・大型設備による 軽労働化及び省 力的で作業速度 の速い作業体系 を確立する。 ・生産履歴の管理、 ハサップの考え 方を取り入れた 生産方式の導入 による安全安心 な茶生産に取り 組む。	・安定的周 年雇用者 の確保に よる過重 労働の防 止
<19> しいたけ 基幹 従事者 2人	〈作付面積等〉 植菌原木本数 30,000本 用役ほだ木本数 85,600本 〈経営規模〉 フレーム 2,268 m ² ほだ場 35a	〈資本装備〉 ・作業場兼倉庫 100 m ² 1棟 ・フレーム 2,268 m ² 7棟 ・暖房機 30～100坪用7台 ・自動包装機 1台 <その他> ・住居付近にフレームを設 置し、さらにフレームに	・複式簿記記帳の 実施による経営 と家計との分離 ・きのこ採取、選 別及び包装等の 軽作業は雇用労 力を活用 ・出荷の3割は県 内量販店との契	・家族経営 協定の締 結に基づ く給料制 休日制の 導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
		<p>隣接した休養ほだ場用の山林を保有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労力運搬車等の乗り入れが可能となるようほ場を整備する。 	<p>約販売とし、残りは市場出荷とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生しいたけのみの生産により、労働生産性を向上させる。 	
<p><20> こんにゃく 基幹 従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 こんにゃく 1年生 0.5ha 2年生 1.6ha 3年生 0.6ha こんにゃく加工 生玉 4,900kg 〈経営規模〉 2.7ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 種玉貯蔵庫 75 m² 1棟 ・ 作業場 100 m² 1棟 ・ 予備乾燥ハウス 100 m² 1棟 ・ 加工場 70 m² 1棟 ・ 値付け機 2条 1台 ・ 土壌消毒機 直装式 6条 1台 ・ 堀取り機 直装式 105cm 1台 ・ 蒸煮機 1台 ・ 玉播り機 1台 ・ 練り機 1台 <p>等</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・ こんにゃく生玉は、種用と加工用を除き全量を農協出荷する。 ・ 生芋によるこんにゃく加工販売を通年行う。 ・ 減農薬・減化学肥料による生産物からなる「こだわりこんにゃく」の加工に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・ 青色申告の実施 ・ パソコン利用の経営管理 ・ 加工原料の自家生産により低コスト化を図り、加工部門による収益の安定化を図る。 ・ 加工部門は法人経営とする。 ・ ハサップの考え方を取り入れた生産加工により安全性を向上させる。 ・ 地元を中心とした直売所、量販店、デパート販売を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
<21> 酪農 (加工含 む) 基幹 従事者 2人	<作付面積等> 生産 常時搾乳牛 37頭 飼料生産延べ 8.5ha 加工 アイスクリーム 7000L <経営規模> 経産牛 40頭 育成牛 19頭 飼料畑 5.0ha アイスクリーム 製造 5万6千食	<資本装備> ・牛舎 (成牛舎、育成舎等) 1,048 m ² 5棟 ・バルククーラ、 自動給餌機等 一式 ・トラクタ 48ps 1台 ・細断型ロールバー 1/3台 ・トラック 2t 1台 ・アイスクリーム製造販売 施設 42 m ² 1棟 ・パステライザー 30L 1台 ・アイスクリームフリーザー 2~4L 1台 等 <その他> ・経営規模は遊休農地等を 積極的に借り受けて規模 拡大を図る。 ・大型機械が利用可能な飼 料畑を団地化する。 ・糞尿は堆肥化し、飼料畑 の土づくりを行う。 ・アイスクリームの製造販 売を行う。	・複式簿記記帳の 実施による経営 と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の 経営管理 ・ハサップ方式の 考え方を取り入 れた生産管理を 行う。 ・粗飼料の増産と 収穫調製作業の 省力化を図る。	・家族経営 協定の締 結に基づ く給料制 休日制の 導入 ・安定的周 年雇用者 の確保に よる過重 労働の防 止 ・搾乳ユニ ット自動 搬送装置 の導入に よる搾乳 労働の負 担の軽減
<22> 肉用牛 基幹 従事者 2人	<作付面積等> 黒毛和種 出荷頭数 = 39頭 交雑種 出荷頭数 = 129頭 <経営規模> 肉用牛 250頭	<資本装備> ・牛舎 1,810 m ² 3棟 ・堆肥舎 200 m ² 1棟 ・収納庫等 300 m ² 2棟 ・飼料タンク 20t 4基 ・飼料攪拌機 10m。 2台 ・自動給餌車 700kg 1台 ・牛衝機 1t 1台 等 <その他> ・畜舎は追い込み式の育 成・飼育牛舎とする。	・複式簿記記帳の 実施による経営 と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の 経営管理 ・ハサップ方式の 考え方を取り入 れた生産管理 ・インターネット により生産履歴	・家族経営 協定の締 結に基づ く給料制 休日制の 導入 ・農繁期に おける臨 時雇用確 保による 過重労働

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
		<ul style="list-style-type: none"> ・素牛（去勢）は県内産の和牛と交雑種を導入し、若齢肥育を行う。 ・自給飼料は基盤整備されたほ場を団地化して栽培する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・を公開する。 ・耕畜連携を行い粗飼料を確保 ・堆肥舎整備による糞尿の適切処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・の防止
<p><23> 養豚（加工含む）</p> <p>基幹 従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 年間肉豚出荷頭数＝ 1700頭 加工＝ ハム・ソーセージ 280kg</p> <p>〈経営規模〉 豚 950頭 （種雌豚 80頭） （種雄豚 6頭） （育成・肉豚 864頭）</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豚舎 933 m² 4棟 ・管理室・飼料庫 70 m² 1棟 ・子豚育成施設 16基 ・自動給餌機 2基 ・自動除糞機 1基 ・飼料配合機 1基 ・ハム・ソーセージ製造施設 90 m² 1棟 等 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼育はストール飼いとし、育成は隔離施設、肉豚舎はオガコ豚舎を利用する。 ・糞尿処理は地域の堆肥プラントを利用する。 ・繁殖・肥育一貫経営を導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理 ・消費者のニーズにあったブランド化と加工販売 ・パソコンを活用した個体管理やインターネットによる情報の収集と提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入 ・安定的周年雇用の確保による過重労働の防止
<p><24> 養鶏</p> <p>基幹 従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 常時成鶏羽数＝ 19,870羽 鶏卵年販売量＝ 出荷 205,033kg</p> <p>産地直売 87,872kg</p> <p>〈経営規模〉 採卵鶏 21,000羽</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウインドレス成鶏舎 804 m²（全自動ケージシステム） 3棟 ・鶏糞強制発酵装置 1基 ・鶏卵処理作業・直売所 60 m² 1棟 ・スチームクリーナー 1台 ・鶏糞袋詰め機 1台 ・小型トラック 1台 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理 ・作業の単純化、自動化により省力管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入 ・安定的周年雇用確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
		<p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 畜舎はウィンドレス鶏舎とし、全自動ケージシステムを利用し、鶏糞は強制発酵装置を導入し、良質な堆肥生産を行う。 ・ 生産した鶏卵の約 30%は産地直売とし、70%は市場出荷とする。 ・ 鶏糞の発酵堆肥は自家販売する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用労力の活用による直売鶏卵の処理、包装に取り組む。 	
<p><25> 洋ラン 基幹 従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 ファレノプシス 1,000 m² 〈経営規模〉 アクリルハウス 1,000 m²</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アクリルハウス 1000 m² 1棟 ・ 作業場兼資材置き場 1000 m² 1棟 ・ 暖房機 2台 ・ 冷房機 75馬力 3台 ・ 除湿機 6馬力 2台 ・ トラック 1台 ・ パソコン 1台 <p>等</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生育ステージ別に生産を分担した生産グループによるリレー栽培を行う。 ・ 信頼関係に基づき、各生産グループ間の種苗等の供給を確実に行う。 ・ 生産は高温処理を行った株を購入し、出蕾、開花させて出荷する経営を行う。 ・ 販売先を明確にした直売（卸）と市場出荷を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・ 青色申告の実施 ・ パソコン利用の経営管理 ・ 生育ステージ別リレー栽培による効率的経営を図る。 ・ 販売は直売と市場出荷の2方法とする。 ・ 作業を単純化、マニュアル化し雇用労力の効率的活用を図る。 ・ パソコンによる情報ネットワークシステムを活用し、生産・流通・消費に関する情報の収集、発信を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
<26> 鉢物・苗物 基幹 従事者 2人	<作付面積等> 苗物 (パンジー、ニチ ニチソウ等) 7,260 m ² 鉢物 (シクラメン、キ ク等) 2,904 m ² <経営規模> ・アクリルハウ ス 1650 m ² ・パイプハウス 1650 m ²	<資本装備> ・アクリルハウス 1650 m ² 1棟 ・パイプハウス 1650 m ² 1棟 ・蒸気土壌消毒機 1台 ・ポットイングマシン 1台 ・フロントローダー 1台 ・フォークリフト 1台 等 <その他> ・施設の集中化により、効 率的作業体系を組むこと ができる。 ・市場出荷と直売(卸)を 行う。 ・セル成型苗の利用により 育苗作業を省力化し、施 設の回転率を向上させる。	・複式簿記記帳の 実施による経営 と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の 経営管理 ・労災保険の加入 ・作業を単純化、 マニュアル化し、 雇用労働力の効 率的活用を図る。 ・市場、小売店と の連携を密にし、 消費者ニーズを 創出する品目、品 種を栽培する。 ・パソコンによる 情報ネットワー クシステムを活 用し、生産・流 通・消費に関する 情報の収集、発信 を行う。	・家族経営 協定の締 結に基づ く給料制 休日制の 導入 ・安定的周 年雇用者 の確保に よる過重 労働の防 止 ・雇用労働 力は1日 5時間程 度の就労 しやすい 時間設定
<27> ユリ 基幹 従事者 2人	オリエンタルハ イブリッドリリ ー <経営規模> アクリルハウス 5,000 m ²	<資本装備> ・アクリルハウス 1,250 m ² 4棟 ・トラクタ 20ps 1台 ・冷蔵庫 6.6 m ² 1台 ・選花機 1台 ・作業場 100 m ² 1台 等 <その他> ・施設内には暗きょ排水を 設置する。 ・出荷は共同出荷施設を利用する。	・複式簿記記帳の 実施による経営 と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の 経営管理 ・アクリルハウス は軒を高くする などトラクタで の作業が安全に 行える構造とす る。	・家族経営 協定の締 結に基づ く給料制 休日制の 導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
<29> バラ 基幹 従事者 2人	<作付面積等> バラ切花 4,000 m ² <経営規模> アクリルハウス 4,000 m ²	<資本装備> ・アクリルハウス 1,000 m ² 4棟 ・養液栽培システム 4,000 m ² 一式 ・多目的細霧装置 4,000 m ² 一式 ・重油タンク 一基 ・暖房機 4台 ・作業場兼事務所等 50 m ² 1棟 ・保冷库 6.6 m ² 1棟 ・ワゴン車 1台 ・パソコン 1台 等 <その他> ・市場、消費者と近接した 立地条件を活かし、直売 等も行う。 ・アクリル温室内に養液栽 培システム、多目的細霧 装置を導入し省力安定生 産を行う。 ・改植は4年で行い、年間 を通して出荷。仕立法は アーチング法とする。	・複式簿記記帳の 実施による経営 と家計との分離 ・青色申告の実施 ・出荷は個別で市 場に出荷するほ かに直売を行う。 ・パソコンを活用 し作業記録、労務 管理、経営管理ホ ームページによ るPRや販売等 を効率的に行う。	・家族経営 協定の締 結に基づ く給料制 休日制の 導入 ・施設内外 の気温変 化に対応 できるよ う中間作 業室を設 置 ・農繁期に おける臨 時雇用者 の確保に よる過重 労働の防 止
<30> 植木・苗 木 基幹 従事者 2人	<作付面積等> アジサイ 2,000 m ² アベリア 1,200 m ² ウツギ 1,000 m ² コデマリ 1,200 m ² その他 6,600 m ² <経営規模> ・育苗ハウス 1,000 m ² ・普通畑 1.1ha	<資本装備> ・育苗ハウス 200 m ² 5棟 ・作業場兼車庫 150 m ² 1棟 ・冷蔵庫 1台 ・トラクタ 1台 ・土壌消毒機 1台 ・動力噴霧器 1台 ・ポットイングマシン 1台 ・頭上かん水システム 1台 等	・複式簿記記帳の 実施により経営 と家計の分離を 図る。 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の 経営管理 ・労災保険の加入 ・実需者・量販店 等との連携を強 化し販路を確保	・家族経営 協定の締 結に基づ く給料制 休日制の 導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
		<p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ栽培による周年出荷に取り組む。 ・育苗ハウスを整備し、繁殖から成品までの一貫生産体制とする。 ・造園業者等の実需者や量販店等との連携を強化し、販路の拡大と確保を図る。 	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者ニーズに合った種類・品種を選定し効率的な経営を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的周年雇用者の確保による過重労働の防止
<p>〈31〉 花木鉢物 基幹 従事者 3人</p>	<p>〈作付面積等〉 ウメ 130a マユミ 140a その他 180a 〈経営規模〉 ・パイプハウス 1,000 m² ・鉄骨ハウス 1,300 m² ・植木畑 4.2ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス 1000 m² 5棟 ・鉄骨ハウス 1300 m² 2棟 ・トラクタ 30ps 1台 ・植木堀取機 1台 ・トラック 2t 1台 ・軽トラック 3台 ・パソコン 一式 <p>等</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・育苗ハウスを整備し、繁殖から成品までの一貫生産体制とする。 ・実需者や量販店等との連携を強化し、販路の拡大と確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・労災保険の加入 ・花木鉢物のほかに草本性鉢物を取り入れ、雇用の安定的確保を図る。 ・常にマーケティングを行い、短期的に高収益が見込める樹種も積極的に導入し、経営の安定を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制 休日制の導入 ・安定的周年雇用者の確保による過重労働の防止 ・年間を通した雇用者と季節別の雇用者を積極的に活用して安定生産体制を整える。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
<32> 養蚕複合 基幹 従事者 2人	<作付面積等> 養蚕（収繭量） = 3,380kg 菌床シイタケ= 6,460kg フクジュソウ= 30,000 芽 ワラビ= 800kg フキ= 900kg <経営規模> 桑園 3.3ha	<資本装備> 建物 牡蚕飼育室、稚蚕飼育室、上蔭室、培養棚、貯桑室 637 m ² 施設 ・稚蚕飼育施設 30箱 ・牡蚕自動飼育装置 25箱用、シイタケ兼用 ・条桑刈取機 1台 ・自動収繭毛羽取機 1台 ・乗用トラクタ 12.5ps 1台 等 <その他> ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・農協等からの植菌済シイタケ菌床を購入する。 ・山菜類は旅館、直売所への販売を行う。 ・高齢者等の季節雇用労働力を安定的に確保する。	・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・耕地及び生産設備の高度利用による効率的な複合経営を行う。 ・生産物の販売は、市場出荷及び直売所と等の利用による安定的販売先の確保を図る。	・家族経営協定の締結に基づく給料制 休日制の導入 ・安定的周年雇用確保による過重労働の防止 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
<33> キンギョ 養殖 基幹 従事者 2人	<作付面積等> 小赤生産= 0.3ha 更紗和金類= 0年魚 0.2ha 1年魚 0.1ha 琉金類= 0年魚 0.2ha 1年魚 0.2ha <経営規模> 養殖池 1.0ha	<資本装備> ・養殖池 2.5a×16面 計40a ・養殖池 5.0a×12面 計60a ・井戸・給水設備 75mm×50m 計2本 ・出荷選別用ビニルハウス 120 m ² 1棟(鉄骨) ・作業室兼調餌・飼料庫 100 m ² 1棟(木造) ・曝気用ポンプ 28台 ・自動給餌機 28台 等 <その他> ・陽当たりと保水力のある土地で、水源が確保でき、	・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・養魚池を小割化して労力の分散と危険分散による安定生産を行う ・周年に渡って需要があることから、出荷時期を選ばず計画的な周	・家族経営協定の締結に基づく給料制 休日制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
		<p>給排水が自由にできる施設を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種苗の自家生産による一貫生産選抜飼育による高品質魚生産を行う ・観賞魚市場への計画出荷を行う。 	<p>年出荷を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動給餌機の導入により週休制が可能となり、ゆとりある生活設計による豊かな生活を創出。 ・家族労力に合わせた生産計画に基づく経営を行う。 	
<p><34> 山間観光 農業 基幹 従事者 2人</p>	<p>〈作付面積等〉 雨よけぶどう＝ 60a 露地ぶどう＝ 40a いちご＝ 2,000 m² 〈経営規模〉 ぶどう 1.0ha いちご 0.2ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨よけ施設 2棟 60a ・鉄骨ビニル温室 1棟 2,000 m² ・作業場 1棟 30 m² ・売店 1棟 30 m² ・果樹棚 3棚 100a ・スピードスプレーヤー 1台（自走式） ・トラクタ 1台 24ps 等 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山村の豊かな景観を活用する。 ・駐車場、トイレ、子供向け遊具等の付帯施設を整備する。 ・雇用労力の安定確保 ・車いす用施設の整備等、ユニバーサルデザインの導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・販売方法は直売、宅配とする。 ・収穫体験、加工体験、川遊び等のレジャーとの組み合わせを行う ・観光業との連携を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入 ・安定的周年雇用確保による過重労働の防止 ・担い手対策としての研修生受入と就職就農を行う。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
<35> 都市観光 農業 基幹 従事者 2人	<作付面積等> ぶどう=0.6ha ブルーベリー =0.4ha キウイフルーツ =0.2ha さつまいも= 0.3ha スイートコーン =0.1ha 枝豆 = 0.1ha だいこん= 0.1ha <経営規模> 樹園地 1.2ha 普通畑 0.5ha	<資本装備> ・販売所 30㎡ 1棟 ・トイレ 6㎡ 1棟 ・駐車場 120㎡ 1か所 ・トラクタ 20ps 1台 ・スピードスプレーヤ 1台 ・ハンマーナイフモア 1台 等 <その他> ・経営規模は遊休農地等を積極的に借り受けて規模拡大を図る。 ・都市地域で地域住民と共生できる樹園地、露地野菜畑を活用する。 ・駐車場、販売所、トイレ等の施設を完備し、消費者にとって快適な販売を行う。 ・栽培履歴の記録により、安全・安心な果実や野菜を安定的に提供する。 ・農園、販売所はユニバーサルデザインによるバリアフリー化に努める。	・複式簿記記帳の実施による経営と家計との分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経営管理 ・販売は、果実は収穫体験、土産販売、宅配便とし、野菜は収穫体験、土産販売とする。 ・地元観光協会、自治体との連携を強化し、多様な方策により消費者との接点を増やす。	・家族経営協定の締結に基づく給料制 休日制の導入 ・安定的周年雇用確保による過重労働の防止 ・栽培、販売業務で雇用を活用し、特に接客対応を重視

3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する対策

2の目標経営規模を実現するため、次のような対策を講ずる。

- (1) 多様化する新規就農希望者を対象に、その技術・経営能力の向上を図るため、県農業大学校の教育や研修機能を充実するとともに、市町村や農協、農業委員会など関係機関・団体は一体となって研修等の支援を行う。

- (2) 認定農業者等の意欲ある農業経営体に対しては、栽培技術や経営改善、農産物の販売方法の確立など必要な支援を実施し、農業の担い手としての経営力の向上を図る。
- (3) 法人化を志向する農業経営体に対しては、現状の農業経営の分析に基づき、経営指導や情報提供を行うなど状況に応じた支援を実施し、経営の高度化を図る。
- (4) 意欲ある農業者の創意工夫や自主性による農業経営の発展に資するため、農業制度資金の利用拡大を図る。
- (5) 担い手への農地利用集積を進めるため、市町村や農協、農地保有合理化法人などの関係機関・団体が連携し、農地流動化施策を総合的に推進する。
- (6) 生産性の維持・向上を図り、かつ農地の有効利用を促進するため、地域農業関係者の自主的組織を活用した合意形成による農作業受委託を促進するとともに、農業機械や農業施設を使用する作業については共同利用を推進し、効率的な農作業の実現を図る。
- (7) 大消費地の中の農業県という本県の強みを活かして地産地消を一層推進するため、消費者が新鮮で安全・安心な県産農産物を身近で購入できるよう、また、生産者にとっては地域の消費者ニーズをとらえ販路拡大につながる生産ができるよう支援する。
- (8) 全国有数の食料品製造品出荷額を誇る本県の強みを活かし、収益性の高い農業経営体の育成を図るため、付加価値の向上や販路拡大に向けて農業の6次産業化や農商工連携を促進する。
- (9) 観光農園の整備、都市との連携やふれあいを通じて地域の活性化を促進する。
- (10) 野生鳥獣の生息分布の拡大に伴い増加した農業被害を防止するため、他県を含めた広域的な連携を図るとともに、地域ぐるみの総合的な鳥獣被害防止対策を推進する。
- (11) 地域農業の振興において、市町村、農業委員会、農協、農地保有合理化法人などの果たす役割が大きいことから、それぞれの組織の機能が高度に発揮できるよう関係機関・団体との連携を進める。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

本県農業は、今後、土地利用型農業の規模拡大、集約型農業における高度技術の導入、特産品の育成、地球温暖化対策等を推進しながら、作目ごとに需要に応じた高品質、低コスト生産に取り組み、地域の特色に応じた競争力のある産地づくりを進めるものであるが、35例の経営モデルが示すような多彩な農業を展開していく上で、生産、流通、加工、販売、情報等の機能の計画的な整備が必要である。

今後の農業技術、生産体制のあり方も含め、農業近代化施設の整備方針を地帯別、重点作物別に示すと次のとおりである。

1 農業地帯別の農業近代化施設整備の方針

(1) 平坦地帯

この地帯の重点作物としては、米・麦・大豆、野菜、果樹、花、植木、茶、畜産(酪農、養豚、養鶏、肉用牛)があり、今後における農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は次のとおりである。

ア 米・麦・大豆

米・麦・大豆については、近年、農地流動化の推進等により規模の大きい農家や、優れた集団が出現しているが、依然として零細経営が多く生産コストも高い。今後とも、省力化、合理化をさらに推し進め生産性の高い農業経営の確立を図る必要がある。

このため、中核的な担い手農家への農地の利用集積と作付けの団地化を推進するとともに、生産の組織化や大型機械化体系の確立、地域の基幹施設の利用促進、優良品種の開発・導入等を進めることにより、生産性の向上を図り、生産コストの削減や多様化する実需者ニーズに即した良品質な農産物の生産に努める。

特に、認定農業者や集落営農組織等の担い手への農地集積や作業委託を推進するため、地域全体の土地利用調整を推進する。

さらに、経営の近代化、省力化を推進する観点から高性能機械の導入や集団防除を促進するとともに、地域基幹施設であるライスセンター、カントリエレベーターを積極的に活用し、低コスト生産や品質の高位平準化と物流の合理化を推進する。

さらに、ほ場の区画の拡大を図るなど、ほ場整備によるほ場条件の改良を推進するとともに、米、麦、大豆を組み合わせたブロックローテーション方式の維持・拡大を推進し、経営の安定を図る。

イ 野菜

新鮮、良質かつ安全な野菜を安定的かつ計画的に供給するとともに、生産農家の経営安定を図るため、省力・快適で収益性の高い生産販売体制を確立するとともに、多様化するニーズに対応した野菜生産を推進する。

栽培の省力化及び快適化を図るため、露地野菜における機械化並びに施設野菜における栽培方式の改善、作業の分業化、雇用労力の活用等を推進する。

また、多様化・細分化する実需者ニーズへの迅速な対応及び収穫後の調製・選別労力の大幅な削減を図るため、収穫後から出荷までの機械化・自動化を促進するとともに、集出荷施設等の整備を行う。

さらに、新たな野菜産地の育成に向け、食品会社などとのコラボレーションにも取り組み、農商工連携による新たな需要の開拓に取り組むとともに、実需者との契約を主体とした機械化一貫体系による加工需要野菜の生産を推進する。

また、鮮度・味・安心感を求める消費者の要望に対応するため、直売の推進・拡大を図る。

ウ 果 樹

生産性の高い果樹園経営を育成するため、高能率機械施設の導入、新品種の導入、ハウス栽培や低温の貯蔵技術の導入による出荷期間の拡大などを推進する。

また、農協系統を核とした生産、消費動向に関する情報システムの確立を図り、これを活用した生産出荷体制を確保するため、共同利用施設(集出荷施設、貯蔵施設等)の整備を促進する。

エ 花

多様な消費者ニーズや担い手の減少、高齢化に対応できる生産供給体制を確立するため、省力的な生産施設や低エネルギー施設等低コスト生産に対応した施設整備を推進する。

また、新たな需要を開拓して、花と緑のある暮らしを一層推進していくため、利用方法や花に対する知識の普及としてイベントの開催や花育活動を積極的に行っていく。

さらに、生産供給体制の整備に対応して出荷組織を統廃合し、集出荷施設の整備を促進する。

オ 植 木

ヒートアイランド現象緩和対策を積極的に推進するため、都市部における新たな緑の創造活動を植木生産者や県民が一体となり展開していくとともに、都市緑化に対応する人工地盤植栽や壁面緑化などの新技術の導入を推進する。

カ 茶

乗用型管理機械及び防霜施設などの生産基盤の整備を推進し、生産性・品質の向上を図る。

また、新たな需要に即した製品の開発や製茶農家と生葉生産農家を有機的に結びつけた共同利用加工施設の整備を促進し、茶業経営の合理化・安定化を図る。

キ 畜 産

(ア) 酪 農

農地の流動化による土地利用を促進するとともに、耕種農家との連携強化による水田における飼料作物の生産拡大を図り、粗飼料の自給率を向上させるとともに、コントラクター（飼料生産受託組織）の活用など、飼料生産の組織化・外部化を推進する。

また、公共育成牧場における後継牛の預託等により、飼育管理の合理化に資するとともに、高能力な乳用牛の導入、牛群検定等の普及及び受精卵移植等の新技術の活用により、牛群の改良を促進する。

（イ）養 豚

高度な品質・衛生管理システムの導入や人工授精技術等の普及定着などにより、省力化と生産性を向上させるとともに、適正なふん尿処理による環境負荷の低減と耕種農家との連携を推進する。特に、水田における飼料用米生産、利用を拡大し、飼料自給率を向上させる。また、県に導入した英国産パークシャー種豚を活用するとともに、その他の血統についても、優良種豚の導入を推進する。さらに、流通・処理コストを低減するため、流通体制の整備を図る。

（ウ）養 鶏

飼養管理の改善と施設の近代化により、生産コストの低減と消費・流通ニーズへの対応を図る。また、消費地に近い本県の有利性を活かし、直売等による高付加価値鶏卵の生産を振興する。さらに、環境整備の向上のため、鶏ふん処理施設等の整備を推進するとともに、耕種農家との連携を強化し、水田における飼料米生産、利用の拡大を図り、飼料自給率を向上させる。

（エ）肉用牛

和牛繁殖雌牛の規模拡大を図り子牛の安定的な生産供給を確立する。また、乳用雄子牛、交雑種子牛を計画的に哺育・育成し、優良な肉用素牛として肥育農家に供給する体制を整備することにより、乳肉複合経営の育成と地域内一貫経営を定着させるとともに、家畜排せつ物処理施設等の整備を図る。さらに、里山利用による草地化、放牧地化などにより粗飼料の自給率を向上させるとともに、経済的な飼養管理技術の定着と流通販売の合理化を促進する。

（2）山間地帯

この地帯の重点作物としては、畜産、養蚕、野菜、果樹、花・植木、こんにゃく、茶があり、今後における農業技術、生産体制及び農業近代化施設の整備の方針は次のとおりである。

ア 畜 産

酪農、養豚、養鶏、肉用牛のいずれにも飼育(養)農家の減少、1戸当り頭羽数の増加傾向がみられるが、生産性の高い畜産経営を確立しようとする者を対象に、土地の有効活用を図り、省力化と飼養規模の増大を図る。

イ 養 蚕

栽桑から養蚕までの機械化一貫体系など繭生産条件を整備するとともに養蚕と他作目との合理的な複合経営を推進する。

また、繭の新たな用途開発等を行い地域ブランド品の創出などにより需要の拡大を図る。

ウ 野 菜

整備の方針は平坦地帯と同様であるが、特に地場野菜産地の強化を図る。

エ 果 樹

くり、ぶどう、すももなど地域に適した果樹産地が形成されてきているが、さらにこれを発展させるため、地域特産果樹として観光農業の主力品目に位置付け、生産販売体制の整備を図る。

オ 花・植木

地域に適した品目の選定を行い、生産用機械施設の導入によって省力化を図るとともに、生産出荷組織を整備し、集出荷施設の設置を促進する。

カ こんにやく

未利用農地等を活用した輪作体系を確立し、生産性の向上を図る。また、加工販売体制の整備を推進し、高付加価値化等を図る。

キ 茶

高性能機械及び荒茶加工施設の統合整備を推進し、生産性・品質の向上を図る。また、仕上げ加工施設の整備促進と直売を中心とした販売体制の確立を進め、経営の安定化を図る。

2 広域整備の構想

(1) 公共育成牧場

酪農経営の合理化を図るためには、優良後継牛の確保が必要であるので、秩父高原牧場等の基盤整備と機能の拡充強化し、牧養力の向上を図る。

(2) 生乳集送乳合理化施設

生乳の集出荷の合理化と品質の確保を図るとともに、集送乳路線の効率化に対応するため、整備を促進する。

(3) 食肉処理施設

安全な食肉流通体制を確立し、食肉流通の安定確保と肉畜生産の維持振興を図るため、県内7か所のと畜場について、衛生管理の向上と流通の合理化に対応した整備を促進する。

(4) 野菜集出荷施設

野菜の集出荷の円滑化と大型化を推進して市場への対応性を強化するため、広域的利用の集出荷施設を整備するとともに、多様化する実需者ニーズに対応

するため、集出荷施設と一体的にパッケージセンター等の整備を促進する。

(5) 果樹生産近代化施設

果樹産地の生産体制の強化を図り、集団営農用機械、施設の整備を促進する。
また、多様化する消費者ニーズに的確に対応できる生産出荷体制を確立するため、近代的な集出荷施設等の整備を促進する。

(6) 穀類乾燥調製貯蔵施設等

米・麦・大豆の品質の高位平準化と生産コストの低減及び物流の合理化を図るため、穀類乾燥調製貯蔵施設(カントリーエレベーターサイロ)、穀類乾燥調製施設(ライスセンター)等の地域基幹施設の利用を促進する。

また、こうした基幹施設の多くが建設から20年以上経過し老朽化が進んでいることから改修や長寿命化、再編についても推進する。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の状況

県では、農業大学校を設置し、農業実践を通して、新規就農や担い手育成のための基本技術や革新的技術、農業経営管理等の習得を促進している。

また、埼玉県農林公社に設置されている青年農業者等育成センターでは、新たに就農しようとする青年等に情報の提供や相談活動を行うなど、就農支援業務を行っている。

さらに、県では農林公園を設置しており、農業体験園や農業学級を通じて都市住民の農林業に対する理解を促進しているとともに、県農業大学校においても広く県民を対象にし、食料や農業に関する研修会を開催している。

このほか、市町村や農協等においても、農業研修センターなど各種施設を整備している。

(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の基本的方向

農業の持続的な発展を図っていく上では、技術・管理能力に優れた企業的な農業経営体、青年農業者、女性農業者、高齢者農業者など、地域の実態に即した多彩な農業の担い手を確保していくことが必要である。

また、ゆとりある農業経営を実現するため、サービス事業体や第3セクターなどの多様な組織を育成するなど、地域農業の補完体制を整備していくことが重要である。

さらに、将来の農業の担い手を確保していく観点からは、農家子弟のみならず、新規参入者の就農の円滑化を促進していくことが必要であるが、あわせて、学童や都市住民の農業体験による農業への理解の醸成することにより、将来の新規参入者の裾野を広げていくことも重要である。

このため、農業者への農業関係の各種情報の提供を通じて、経営管理及び農業技術の向上を図るとともに、新規就農希望者への就農支援や都市と農村との交流等に必要な施設について、その計画的な整備を促進する。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

農業を担うべき者の育成及び確保を図るための施設として、以下に掲げるもの等の整備を促進する。

(1) 農業研修教育関連施設

農業技術・経営管理能力の向上を促進するため、県農業大学校において、本県農業の担い手にふさわしい技術・知識が習得できるよう必要な施設及び設

備を整備するとともに、農業研修教育関連施設などの整備を促進する。

(2) 情報通信施設

経営内容の向上に必要な技術情報、気象情報、市況情報その他の農業経営に関する情報を提供するため、情報通信施設などの施設整備を促進する。

(3) 女性・高齢者活動支援施設

女性の起業活動や高齢者技能の活用を支援するため、女性・高齢者活動支援施設などの施設整備を促進する。

(4) 就農支援施設

新規就農希望者に対して営農に必要な農業技術及び経営管理能力の習得を促進するため、就農支援施設などの施設整備を促進する。

(5) 総合交流施設

地域の総合的な案内活動、地域の農業等の魅力を都市住民等に提供することを通じて農業への理解の醸成を図るため、総合交流施設などの施設整備を促進する。

(6) 農作業体験施設

学童や都市住民の農業への理解を醸成するため、農村での農作業や農村生活の体験ができる農作業体験施設などの施設整備を促進する。

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

(1) 多彩な担い手の育成

ア 女性の活動の促進

女性がいきいきと働き、ゆとりをもって活動できる環境づくりに向けて、家族経営協定の締結を促進するとともに、地域農業や農業団体等の方針決定への女性の参画を促進する。

さらに、農産物などの地域資源を活用した農産加工などの起業家グループを育成するとともに、女性の能力を十分に活かした農業生産技術や経営管理等の習得を支援する。

イ 高齢者の活動の促進

高齢者農業生産集団の育成など農業生産における高齢者の活動を促進するとともに、定年退職者に対する農業技術研修を充実し、円滑な就農、生産活動を支援する。

ウ 企業等の農業参入の調整

地域農業の新たな担い手として企業、NPO等の農業参入が必要と地域が判断した際、市町村、農業委員会と連携しながら、地域と農業参入を希

望する企業等との仲介や調整を実施します。

エ 農業生産補完体制の整備

農作業の受託を行うサービス事業者や市町村、農協が参画した第3セクター及び特定農業法人など多様な担い手の育成を図り、農地保有合理化法人などによる就農研修の実施を促進するとともに、オペレーターとしての新規参入者の受け入れを推進する。

また、農協を中心として農家と地域住民の相互支援の調整を図ることにより、雇用労力の安定確保を推進するとともに、作物の栽培や家畜の飼養等に関心のある都市住民による援農ボランティアを育成し、その活動を支援する。

なお、農業経営に雇用労力を活用する場合においては、フリーターの増加や終身雇用の減少など、近年の他産業における就業形態の変化を踏まえて、新規参入者の受け入れに当たっては、柔軟な就業形態の活用などに配慮する。

(2) 生産基盤となる農地の円滑な取得

効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、第4の3(2)に定める方向に基づき、担い手への農地の利用集積を促進する。

なお、新規参入者の経営開始に当たっては、生産基盤となる農地の円滑な取得が重要であることから、市町村や農協、農業委員会、埼玉県農林公社などの関係機関が一体となって農地の確保や技術習得など就農まで支援する体制(明日の農業担い手育成塾)を整備する。

(3) 新規就農・経営向上のため必要な各種情報提供体制

新規就農者の農業技術及び経営管理能力の向上又は取得を促進するためには、新規就農・経営向上のため必要な各種情報提供体制を整備することが重要である。

このため、農業経営教育や就農支援活動の充実・強化を図る観点から、既存の農業大学校、青年農業者等育成センターの施設・設備の整備・充実を図るとともに、経営相談や経営診断等の技術・経営面の支援活動を展開する。

(4) 就農準備等に必要な資金手当

新規就農者の経営開始時に必要な農地、機械、施設、住宅等の取得・賃借などに要する資金及び農業技術や経営管理方法などの習得などに要する資金等を円滑に調達することができるよう、就農を支援する資金の貸し付けを行う。

(5) 農業教育の推進

子供たちの「生きる力」をはぐくむとともに、農業への理解を醸成し、次

代の農業の担い手や支援者を育成する観点から、農業体験学習の促進を図ることが重要である。

このため、小中学校での「学校ファーム」の設置や、高校での先進農家視察や農業体験研修の実施など学校教育との連携を深め、青少年への農業啓発を促進する。

第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県は、県南部を東京都に接し、全域が都心から100km圏内に位置するとともに、南北への放射状の交通体系がよく発達した条件から、恒常的勤務などの安定的兼業が多く、大部分の地域では比較的に就業機会に恵まれているといえる。

しかし、山間地帯等の一部の地域においては、他産業部門での安定した就業機会が不足していることから、小規模農家の保有する農地の貸借や作業委託が進まないなど、農業経営の規模拡大を図るために必要な担い手への農地の利用集積に支障が生じている。さらに、このような地域の一部では、若年層を中心とする人口の流出や日雇い等の不安定な就業状況がみられる。このため、担い手への農地の利用集積の促進や不安定就業の解消など農業構造の改善を図るためには、安定的な就業機会を創設することが重要な課題となっている。

したがって、他産業部門での安定した就業機会が不足している地域においては、農業生産基盤の整備等、営農条件の改善に併せて、都市と農村の交流を活かした農業関連地場産業などの育成をすることにより、就業機会の確保を図るものとする。また、各種の地域振興に関する計画に基づく工場等の立地については、その立地動向を踏まえながら適切に対応する。

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

農村地域における就業機会の確保を図るため、次の事項を推進する。

- (1) 農村地域への工業の立地及び就業機会の確保を図るため、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）等に基づく計画等の諸施策を活用し、農業従事者の雇用の期待が大きな企業の計画的な導入を促進し、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

また、企業の導入に当たっては、農業をはじめとする地域産業の協調や農村整備の方向に留意して均衡ある地域の発展を図る。

- (2) 地域振興に関する計画等に基づき、新山村振興農林漁業対策事業等を積極的に活用し、農村地域における地域農林水産物の加工利用の高度化、農村の自然景観と農林業とを組み合わせふるさと資源を活用するなど、起業化により安定的就業機会の確保を図る。

- (3) 就業機会の確保のための施設の設置に当たっては、農用地利用計画との整合

を図り、優良農地の確保に十分留意するとともに、郷土の優れた風致、景観、貴重な動植物等の自然環境等の保全に十分配慮する。

- (4) 農業従事者が円滑に就職できるよう、ハローワーク等と連携して、職業相談や職業指導を実施し、就業改善等の積極的な推進を図る。
- (5) 美しい自然や風土、豊富な地場資源を背景とした観光産業を活用した都市と農村との交流を促進する。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

農村地域は、農産物の供給の場としての役割はもとより、県土や良好な環境の保全及びゆとりや安らぎの得られる場、都市住民と農村の人々が共に交流する場としての役割など、多様な機能を有している。

しかしながら、首都圏に位置する本県の農村地域は、近年、混住化が進むとともに、兼業化、高齢化の急速な進展などに伴い、農村集落における構成員の共同体意識が希薄化しつつあり、農業用排水施設の管理をはじめとする住民の共同活動の減少など集落機能の低下が顕在化してきている。

このような中で、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するためには、認定農業者等の担い手を確保するとともに、担い手の経営規模の拡大や生産性の向上を図るため、農地の利用集積を促進することが必要である。この実現には農業生産基盤の整備等に加え、都市地域に比べ立遅れが見られる農村地域の生活環境を改善し、活力ある美しく住みよい農村を建設するとともに、農地の賃貸借や作業受委託のあっせん等、農地の利用集積に対する農家の合意形成や共同活動などを促進することが重要である。

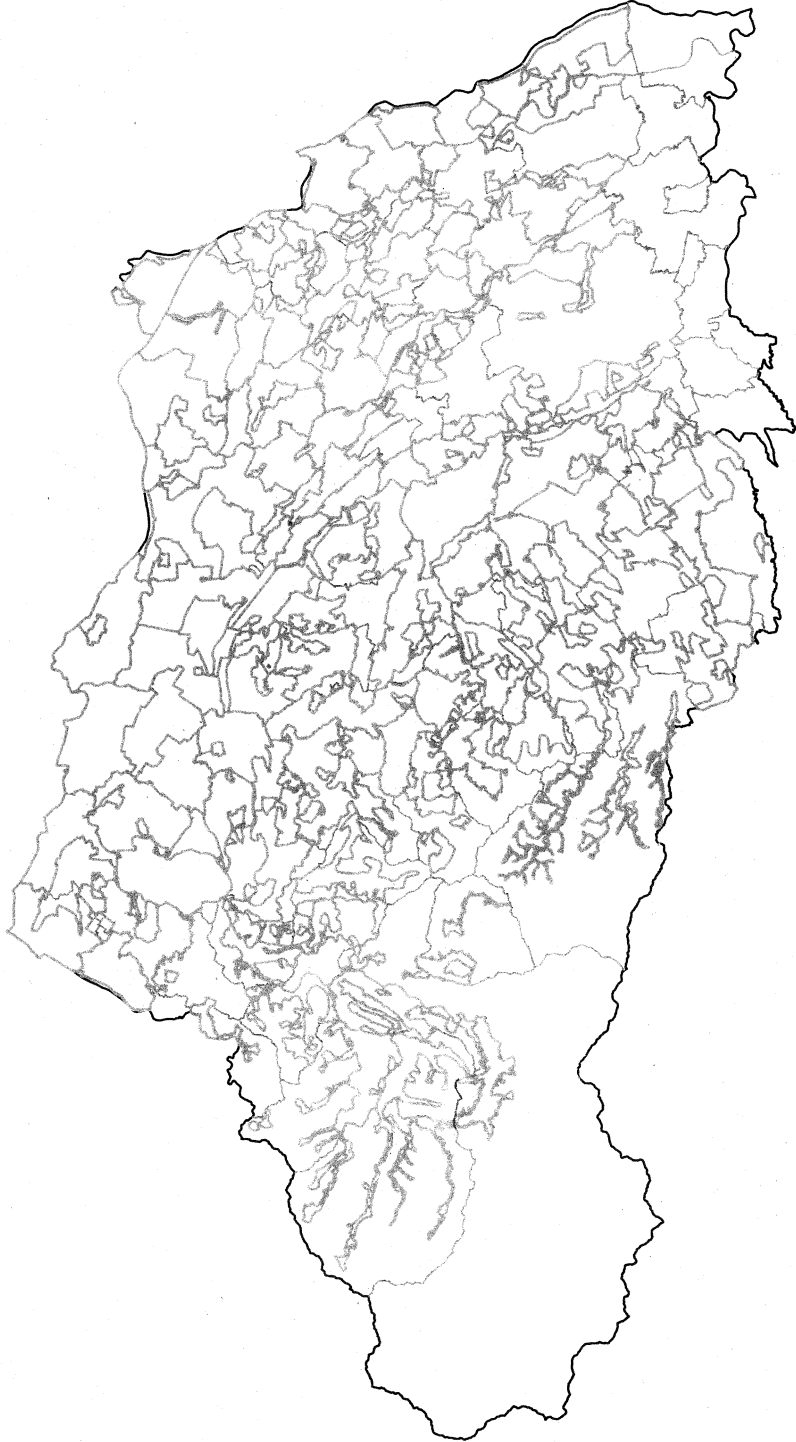
このため、農村地域において集会施設、農村公園、農村広場等を整備することにより、地域住民相互の円滑な交流等を促進するとともに、これらの施設と農業集落排水施設や通作条件等を一体的に整備し、農村地域の生活環境の向上を促進することにより、農業構造の改善を図る。

2 生活環境施設の整備の構想

集会施設、農村公園、農村広場等の生活環境施設の整備の構想を定めるに当たっては、農用地利用計画との整合を図り、優良農用地の確保に十分留意するとともに、幅広い住民の参加と、この過程における地域社会づくりに対する参加意識の醸成に努めるほか、次によりこれらの適正かつ効率的な整備を図る。

- (1) 計画の対象とする施設は、整備の緊急度の高いものとし、利用見込人口等を考慮し適切な利用区域を設定するとともに、類似施設との機能分担を明確にした適正な規模とする。
- (2) 農業生産環境との関連に留意しつつ、農村の個性を活かし、利便性のみならず、快適性や景観、ユニバーサルデザイン等にも十分配慮する。

- (3) 地域住民が一体となつて行う利用協定づくりを導入することにより、地域施設の利用に併せて、地域の土地や水の合理的かつ計画的な利用と適正な管理を実現する。
- (4) 整備する施設は、その受益者は主として農業従事者を対象とするが、その維持・運営に当たっては、当該施設を利用する地域住民の自主的な活動により、農業従事者以外の地域住民も含めた地域の良い生活環境の確保につながるよう十分配慮する。



付図